

「奴隸王朝」前期の「奴隸貴族」について

—Tabaqāt-i Nāṣiri にみべる「十五人の Shamsi mulük が中心に—

荒松雄

| やがれや
|

| 、 Tabaqāt-i Nāṣiri にみべる「十五人の

Shamsi mulük

||、彼の出身と Iltutmish の宮廷に入るま
での経験について

四、Iltutmish との直系子孫の宮廷における

七、「奴隸貴族」としての Shamsi mulük

| やがれや
|

る彼らの経験について
五、地方統治として iqṭā' に属する経験につ
いて

六、「奴隸王朝」前期の権力關係における彼
らの地位について

十三世紀のなかで、デリー（并として現在のヒューマリー南郊地域）を都として、ベルターン（Sūltān）を頂點とする
ムガル帝国の支配がはじめられた。これが、一般に「デリー・サルタナット」（Sāltānat-i Dihli, The Sultanate of
Delhi）とよばれるのである。その最初の王朝を、すなわち Ghūr 朝治下にあつたアルカイドの Qutb al-Din Aibak
が基礎をおへ、その奴隸（bandah）であった Shams al-Din Iltutmish（スンヌー・Iltutmish、即位後）が支配權力を

確立したサルターンを、ひつり「奴隸王朝」(Khāndan-i Ghulāmān, The Slave Dynasty)と呼ぶ。この「奴隸王朝」の支配構造の頂點にいたスルターンの君主權の問題について、私は、これまで二つの小論を發表したが⁽¹⁾、そこでは、君主權と、その下における支配の上部構造を形成する貴族勢力との關係が、つねに重要な問題となつていて⁽²⁾。前稿「君主權」では、スルターンの君主權の諸問題點を、奴隸王朝のスルターンが繼立する歴史過程の中で理解する立場から、貴族の問題にもあがれてきた。從つて、次には、サルタナット支配の上部構造の中核にいたこれら貴族の問題が前面に出でてくるべきであった。

ひひるや、トルコ系ムスリム、より詳しく述べ Albari (Ilbari) Turk 系ムスリムを支配の頂點たるスルターンにみつた、このインド最初のサルタナットは、そのスルターンが、宮廷奴隸出身者であるか、あるいは、その直系子孫であつたことから、一般には、「奴隸王朝」と呼ばれてきたわけである。この意味については、すでに前稿において、さまざまな視點から問題にしてきた。しかし、同時に、「奴隸王朝」たる呼稱が特徴的であるのは、スルターンに關する以上の點ばかりではなく、その下にあつて、支配の上部構造を構成し、權力掌握の斗争の中核であつた貴族勢力の中に、宮廷奴隸出身者が、重要な役割を演じていたからであるといふことも、私はすでに簡単に述べておいた。⁽³⁾これがすなわち、「奴隸貴族」(slave-nobles)といわれるものである。そこで、支配の上部構造の主體である貴族制、あるいは統治機構の問題に入るまことに、史料を注意深く辿ることにより、「奴隸貴族」とよばれてきたものは、實際には、どのような経歴をもつた人物であり、サルタナットの支配構造、統治機構の中で、どのよくな地位にあり、いかなる役割を果しててきたか、また、このような「奴隸貴族」が、サルタナット支配の初期において、なに故にこのよくな歴史的役割を持つたか、という問題點について考えでみようとしたのが、本稿の意圖である。從つて、サルタナットの支配構造全般の把握の前提としての一つの材料の提出

ところ意味あること。インド史の問題ではあるが、むろんムスリム社會一般と關係する點も多くのド、ルヘン、西アシア、中央アジア諸地域の歴史を専攻されてゐる諸先學の御教示をいたゞめた。

註

- 1 「ホリー・サルタナット初期におけるペルターンの繼承」（「東洋文化研究所紀要」、第八冊、二七七—三〇九頁、昭和三十一年三月）、「奴隸王朝」の君主權と貴族勢力——「ホリー・サルタナット初期における支配の構造」（同上、第十一冊、一三四頁、昭和三十一年十二月）、以下、それぞれ「繼承」、「君主權」と略稱する。
- 2 これらの小論におよばは、「貴族」「奴隸貴族」という語を用

いた。これが「ホリー・サルタナットあるいはムガル帝國」、「般だらの」イヒムー史全般において、貴族（noble, peer, nobility, aristocracy）あるいは奴隸に關する語は、かなり容易に用ひられるが、それがある。これらのターマーロジイには、いわば統治機構、社會構成、身分制などの分析にはとくに慎重であるべきであることはいうまでもないが、つねに難い點である、なや、この註③、四の註①を参照。

3

拙稿「繼承」三〇一頁、注2。「君主權」三一七頁参照。

|| Tabaqāt-i Nāṣirī に見べき十五人の Shamsī mulūk

「奴隸王朝」前期、かなわぬ Sultān Shams al-Dīn Iltutmish（在位 607 A.H.—633 A.H., 1210 A.D.—1236 A.D.）が、その直系子孫たる四人のペルターン（Rukn al-Dīn Fīrūz Shāh, Raziyah, Mu'izz al-Dīn Bahram Shāh, 'Alā' al-Dīn Maṣ'ud Shāh）が經て、Sultān Nāṣir al-Dīn Mahmūd Shāh（在位 644 A.H.—664 A.H., 1246 A.D.—1265 A.D.）迄世継半ば至る時代の歴史研究の史料として最も重視される。これが「N. Mahmūd Shāh の第十任」年（かなわぬ六五八年）が記して、Minhāj al-Dīn Abū 'Umar-i 'Uthmān（著者、詳し Minhāj al-Dīn と記す）の Tabaqāt-i Nāṣirī である。この著者は、Iltutmish 以後、陛下のペルターンの御廷に亘るを續か、サルタナット

の貴族勢力の黨争の間にあつて、時に巧みに権力の側につく。たゞ、Mahmūd Shāh の娘妻は、Ulugh Khān が、この Sulṭān Ghīyāth al-Dīn Balban の信賴と保護を受けて、一時、ペトローヴィーの失脚に際しては、自らの黨争の渦中にまわった人物であつた。従つて、この史料の利用にあたりては、ムスリム宮廷史家の文献に対する常の如く、慎重な注意を要するにいたゞくものだ。⁽¹⁾ しかし、われわれは、この貴重な文献から、行句の断片を整理者合するにとどめ、他の後代の文献からはほとんど知るを得ない當時の支配階層の権力關係⁽²⁾ とくに本稿の問題點である、われある「奴隸貴族」について希察する材料を得ることがでゐる。しかも、Minhāj al-Dīn は、同書の [Tabaqat XXII]⁽³⁾ や、"Dhikr-i Mulük al-Shamsiyah"⁽⁴⁾ など、Shamsi mulük としてかえれば Shams al-Dīn Iltutmish 直系の malik たるところの叙述と關するところにて、Shamsi mulük の中の重要な十五人にはじめて、ふねば「列傳體」風の記載を残してゐる。このいせはムスリム史家の殘したものとしては、まさに貴重な文献といふべきであらう。従つて、私は、この二十五人の Shamsi malik たるお中心として、本稿の問題點を解明する材料とした。

このいの mulük の名、稱號、通稱などは、後代の史料と Tabaqat-i Naṣīrī との間で若干の差異があることはやむを得ない。現在、唯一の刊本である Bibliotheca Indica 版のペルシア語テクストにせよ、かなりの誤りがある。Raverty 氏の言及を通じてお詫びかねぬ。本稿では、固有名詞に關しては Raverty 氏の研究成果を採用しつゝ、つねにペルシア語刊本を照合し、私自身の判断をもつて、選擇する。たゞ、以下の叙述にあたり、後代の諸史料との差異と、その問題點とは、必要な限り補註をおこして、言及すべし。

以下に述べる、このいの二十五人の mulük や、Tabaqat-i Naṣīrī の記載順に記す。なお長い名の

反覆の嫌がれない、以下、本稿の敍述によれば、次の表のやがての入名の末尾の括弧中記す略名のふる、番號と併せ
て用ひるべく。

- I Tāj al-Dīn Sanjār-i Gazlak Khān⁽⁶⁾ (Gazlak Khān)
- II 'Izz al-Dīn Kabir Khān Ayāz-i Hazār mardah⁽⁷⁾ (Kabir Khān)
- III Naṣir al-Dīn Aiyitim al-Bahā'i⁽⁸⁾ (Naṣir al-Dīn)
- IV Saif al-Dīn Aibak⁽⁹⁾ (Saif al-Dīn)
- V Saif al-Dīn Aibak-i Yughāntat⁽¹⁰⁾ (Saif al-Dīn)
- VI Nuṣrat al-Dīn Tayasa'i⁽¹¹⁾ (Nuṣrat al-Dīn)
- VII 'Izz al-Dīn Tuḡhril-i Tuḡhān Khān⁽¹²⁾ (Tuḡhān Khān)
- VIII Qamar al-Dīn Qirān-i Tamr Khān⁽¹³⁾ (Tamr Khān)
- IX Hindū Khān Mihtar-i Mubārak al-Khażin⁽¹⁴⁾ (Hindū Khān)
- X Ikhtiyār al-Dīn Qarāqash Khān-i Aitkin⁽¹⁵⁾ (Qarāqash Khān)
- XI Ikhtiyār al-Dīn Altūniyah⁽¹⁶⁾ (Altūniyah)
- XII Ikhtiyār al-Dīn Aitkin⁽¹⁷⁾ (Ikhtiyār al-Dīn)
- XIII Badr al-Dīn Sunqar-i Rūmī⁽¹⁸⁾ (Badr al-Dīn)
- XIV Tāj al-Dīn Sanjar-i Qīqluq⁽¹⁹⁾ (Tāj al-Dīn)

- XV Tāj al-Dīn Sanjar-i Kuret Khān⁽²⁰⁾ (Kuret Khān)
- XVI Saif al-Dīn Bat Khān Abak Khitār⁽²¹⁾ (Bat Khān)
- XVII Tāj al-Dīn Sanjar-i Tez Khān⁽²²⁾ (Tez Khān)
- XVIII Ikhtiyār al-Dīn Yūzbak-i Tughril Khān⁽²³⁾ (Tughril Khān)
- XIX Tāj al-Dīn Arslān Khān Sanjar-i Khwārazmī⁽²⁴⁾ (Arslān Khān)
- XX Izz al-Dīn Balban-i Kashlū Khān⁽²⁵⁾ (Kashlū Khān)
- XXI Nuṣrat Khān Badr al-Dīn Sunqar-i Ṣūfī Rūmī⁽²⁶⁾ (Nuṣrat Khān)
- XXII Saif al-Dīn Aibak⁽²⁷⁾ (Saif al-Dīn)
- XXIII Nuṣrat al-Dīn Sher Khān Sunqar⁽²⁸⁾ (Sher Khān)
- XXIV Kashlī Khān Saif al-Dīn Aibak⁽²⁹⁾ (Kashlī Khān)
- XXV Bahā al-Haqq u al-Dīn Ulugh Khān-i Balban.⁽³⁰⁾ (Balban)

附

Minhāj al-Dīn の隕進⁽¹⁾のうりで、彼は史籍⁽²⁾にならぬ、血肉⁽³⁾の精神 Tabaqāt-i Nāṣirī の中で、歴史觸れていらぬ。併たゞ ① じの血體、心の内終の價值を高めつゝ、この ② の間虫⁽⁴⁾でもある。しかば、かくおひでば、わしもだら、Raverty の云うと並ぐ譯書の頭⁽⁵⁾のやうなだ。“Memoir of the Author”

(pp. XIX—XXXI) が参照。たゞ Elliott-Dowson, Vol. II,

pp. 260—265. との簡単な記載がある。たゞ、Balban の 1 世
夫祖⁽⁶⁾の時代、彼の Imād al-Dīn Rāhān に派の反抗⁽⁷⁾
ある、大四十年、首都⁽⁸⁾の Qāzi の地位を追ねられ、
Balban の勢力回復後、再び⁽⁹⁾ハーリム⁽¹⁰⁾いたのである。たゞ

muluk や malik の pl. である。なお本稿でいう貴族とは、大體において、それが malik たる事を示すわけである。しかし、正しくは、上から、khan, malik, amir の序列があつたと考へられるのである。これについては、後の四頁、注一を参照。やがて、もしもたら、次の研究を頼むが好い。Ashraf, Kunwar Muhammad; Life and conditions of the people of Hindustan, 1200—1550 A. D. (Mainly based on Islamic

sources). J.P.R.A.S.B., 3rd. sr., Vol. I, 1935, pp. 103—359. (忒)¹, Ashraf Աշրաֆ (N), Ա-Ն Հիւնական թ. pp. 172—174 և այլու.

Lees. Bibliotheca Indica series, R.A.S.B., Calcutta, 1864.
Raverty ගැසල්ලා The Maulānā, Minhāj-ud-Dīn, Abū 'Umar-i-'Usmān: Tabakat-i-Nāṣirī: A General History

たゞ、 Elliot & Dowson; History of India as told by its own Historians, 8 vols. London, 1871-78 の中の第 11 卷にその翻譯がのこへてゐる。(Vol. II., 1870, pp. 290-379)。この翻譯は Raverty による厳しい批判的の對象となり、のち、 Dowson が、最終卷 Vol. VIII. の序文で、かれに之れに應酬した。しかし、 Elliot-Dowson の抄譯は、あわめて簡単である。[Tabaqat XII] を餘がなつて、本稿では、必要に應じて参考照へることとする。

なお、本稿では、必要な應じて、後代の史料、すなは、 Tārikh-i Mubarak Shahi; Tabaqat-i Akbari; Tārikh-i Firishtah (Gulshan-i Ibrāhīm); Muntakhab al-Tawārīkh などを参考するが、私の用いたペルシア語原本および譯書と本稿で用いたその略譯は次の如くである。

なお、本稿では、必要に応じて、後代の史料、ターリク、Tārikh-i Mubārak Shahi、Tabaqat-i Akbari、Tārikh-i Firishkah (Gušan-i Ibrāhīmī)、Muntakhab al-Tawārikhなどを参考するが、私の用いたペルシア語原本および譯書と本稿で用いたその略號は次の如くである。

T. M. S. (B.I.): Yātyā bin Ahmad; Tārikh-i-Mubārak Shāhī, ed. by M. H. Hosain, Bib. Ind., A. S. B., Calcutta, 1931. **T. M. S. (Basu):** The Tārikh-i-Mubārakshāh

(English Translation), by K. K. Basu, Gaekwad's Oriental Series, Baroda, O. I., 1932. T. A. (B.I.): Nizām al-Dīn Abīmad; Tabakat-i-Akbari (Tabaqat-i Akbari), ed. by B. De, Bib. Ind., A.S.B., Calcutta, 1913. T. A. (De): The Tabaqat-i-Akbari of Khwājah Nizāmuddīn Abīmad, translated by B. De, Bib. Ind., A. S. B., Calcutta, Vol. I, 1927. T. F. (N.K.): Muḥammad Hindū Shāh Firīshṭah; Tārikhi Firīshṭah (Gulshani-i Ibrāhīmī, ed. by Nawar Kishore Co., Lucknow, 1864. T. F. (Urdu): Tārikhi Firīshṭah, Urdu translation published by Osmania University, Vol. I., Hyderabad, 1910.

M. T. (B.I.): 'Abd al-Qādir Badāuni (Al Badaoni); Muntakhab al-Tawārīkh, ed. by Ahmad 'Alī, Vol. I., Bib. Ind., A. S. B., Calcutta, 1868. M. T. (Ranking): The Muntakhabur-t-Tawārīkh, English Translation by G. Ranking, Vol. I., Bib. Ind., A. S. B., Calcutta, 1895. Raverty 藩の著者名、大體は Sir William Jones の方名に由来する (R., p. XVII), たゞ、ベヘバヘの體裁方、izāfah の方名の特色がある。私は、本稿では、東大南方史研究会で、やつておたつて採用した、ハムラブ・ハムタラブ・ハムハムの體方式 (前嶋信次・黒崎恒男兩氏との生と昭和三十二年秋に「應決めたもの」) を用ひるが、たゞ、この方名では "al" は發音と關係なく

- 6 T. N. (B. I.), pp. 231—233; T. N. (R.), pp. 722—724. たゞ、Raverty 翻の長文では Sanjar-i-Gajz-lak Khān が T. A. I., pp. 233—236; R., pp. 724—727.. R. では順序は互に 123456 と並んである。B. I. では 'Izz al-Dīn が最も多く、Raverty が最も多く、T. M. S. (p. 22); Basu, p. 22) では 'Izz al-Dīn Kanjān が最も多く、T. A. では 'Izz al-Dīn Kabir Khān が最も多く、Raziyah の賢い 'Azīz al-Dīn Ayāz が最も多く、'Izz al-Dīn が最も多く (T. A., p. 66). De 翻では 123456 と並んである (T. A. (De), p. 75).
7 B. I., pp. 236—237; R., pp. 727—728. B. I. では Aitamr (or Attimur) が最も多く、原文の運動を記述するには Raverty が最も多く、T. M. S. (p.) では 'Al Nasīr al-Dīn Tāyāsi が最も多く (p. 25). T. M. S. (Basu) では Tāyāsi が最も多く (p. 24). Raverty (N.K.) では、彼の摂合は Malik Naṣīr が最も多く、誤りかと思われる (後註第廿四回註).
8 B. I., pp. 237—238; R., pp. 729—731. たゞ、Raverty では 'Ibak-i-Üchchah. が最も多く、彼は摂合は Sultān Quib al-Dīn の摂合が正確 'Ibak と讀む、補註による説明によると

- 10 No°. Sulān Raziyah はの靈廟が神社などのド、靈廟の(XII)はの靈
B. I., pp. 238—239; R., pp. 731—732. B. I. も既に記して
復すかた。Akūniyah はつだ。あらわし。T. M. S., T. A.,
T. F., M. T. は彼のことをやうせのやうだ。
- 11 Yughantat はいかでなが、第一行田には金輪記して
Raverty が記載。あらわし。Raverty はibak が據つてゐる。
B. I., pp. 239—242; R., pp. 732—736. B. I. は Tabṣī が記
すか。Raverty はサルビア、サルビアの本寫本が異なるやうだ。
その最も古い本写本であると總て(p. 732, n. 2) Raverty
が。B. I. は書名を記す。ak-Muizzi が記してある。
- 12 B. I., pp. 242—247; R., pp. 736—742. 灵廟を記す。
Tughan, Tughril はウズベク R., p. 544, n. 4; p. 736, n. 3
が記載。
- 13 B. I., pp. 247—248; R., pp. 742—744. Raverty が樂の事
us-Sultāni が記す。
- 14 B. I., pp. 248—249; R., pp. 744—746. Raverty は Hindū
Khān の次に Mu-ayyid-ud-Din が記す。靈廟の記載
は al-Sulkāni が記す。この後には皆このように記す。
Raverty は Khāzin が記す。意味が少しB. I.
の記す Khāzin の記載と異なる。
- 15 B. I., pp. 249—251; R., pp. 746—747. 灵廟を記す。Qarāqīsh
はスルターン(p. 746, n. 3) T. M. S. (P.), pp. 29—31;
(Basu), pp. 27—28 が記す。
- 16 B. I., pp. 251—252; R., pp. 748—749. 灵廟を記す。この後長
尾は Tabarhindi (of Tabarhindhah) が記す。彼の場合は、
- 17 B. I. は、長尾は 'Ulbah al-Rajmat が記す。
B. I., pp. 252—254; R., pp. 749—752. 灵廟を記すが、
Raverty は記載。B. I. は本寫本が異なるやうだ。
- 18 B. I., pp. 254—255; R., pp. 752—754. Sunqar の記載
は Raverty が記載(p. 752, n. 6)。T. M. S. (P.), p. 29,
30; (Basu), p. 27, 28 が記す。また T. A., T. F., M. T.
が記す。
- 19 B. I., pp. 256—257; R., pp. 754—756. B. I. 長文で Qatlaq
or Qitluq (?) が記す。Figuq, Faqiq が併記する。
これより Raverty が記す。
- 20 B. I., pp. 258—259; R., pp. 756—757. B. I. は本文と
Karbat (?) Khan が記す。Kari (?) Khan が記す。
N. が記す。
- 21 B. I., p. 259; R., pp. 757—758. B. I. の本文は Ban (?)
Khān が記す。Sabhnak (?) Sabhnak (?) が記す。
- 22 B. I., pp. 259—261; R., pp. 759—760. B. I. は Tabr Khan
が記す。この後には意甚が記す。Raverty の記載が詳
しきり。金のたる、ハーブの Tiz が記す。Tez が記す。
T. M. S. (P.), p. 39; (Basu), p. 36 が Mahmūd Shāh と
同じ Malik Kāzī Khan Sanjar が記す。N. が記す。Tez

Khan の釋文参照。

B. I., pp. 261—265; R., pp. 761—766. 脊椎骨へ亘る。

24 23
B. I., pp. 265—268; R., pp. 766—774. B. I. も Arsalān Khān へ記す。Raverty も Arsalān へ記す。Raverty が Arsalān へ記すが、B. I. の記す Khawārazmī がもともと残ったが、
Raverty も Sanjar-i-Chast へ記す。

25 B. I., pp. 268—273; R., pp. 775—787. Raverty は「末尾」us-Sulāni Shamsi へ記す。T. M. S., T. A., Firishṭah, M. T. は「T. F. (N. K.)」に記す。Izz al-Dīn Balban Buzrug へ記す。だが图〇は
複数種類。

B. I., pp. 273—274; R., pp. 787—788. 国都圖。

27 26
B. I., pp. 274—276; R., pp. 788—791. Raverty は前と Az Kullī Dādbak へ記す。B. I. も Arkali Dādbak へ記す。
Raverty は「(p. 788, n. 2)」では前者の方が当ること。
Arkali は「Arkali」の釋文をもねらん。Raverty の説が正しかつた。(cf. p. 529, n. 4; p. 605, n. 1) がた
兩者とも末尾に Shamsī 'Ajami が「記述が脇につく」と
「記述が脇につく」。

28 B. I., pp. 276—278; R., pp. 791—794. B. I. も Nuṣrat al-Dunīya と al-Dīn へ記す。がた、Raverty が、彼の
書の本のせいかが附してある Saghalsūs へ記す。註を記す、註によると家族、部族、あるいは城名が用い
てある。

ムガル帝時代の寫本の通じ方について cf. p. 791, n. 3.

29 B. I., pp. 278—281; R., pp. 795—799. 脊椎骨へ亘る。
(us-) Sulfāni へ記す。がた、B. I. も「Malik al-

Hijāb」へ記す。がた、Sultān Ghiyāth al-Dīn Balban は「自殺した」とある人物の種號を「うけたが」、R., p. 705, n. 2 に記す。

30 B. I., pp. 281—323; R., pp. 799—864. 脊椎骨へ亘る。Al-

Khāqān al-Muazzam へ記す。Raverty は次と Al- A'zam (al-A'zam) へ記す。末尾は兩者とも al-Sulfāni へ記す。ややいど、のちの Sulṭān Ghiyāth al-Dīn Balban は他ならぬ。彼は「この記載が、この八十人の
malik たるの子孫のうち最も長い。本稿での略稱は「ハサウエー
バク」Balban へ記す。

がた、「書かれじおあたはが、日本におこひば、從來、トリー。
カシタナット、ムガル帝時代の史料は、きわめて不備であつた。刊本もあわめて少數しか見るを得ないが、寫本に至つては、ほんとう参考でない状況にある。従つて、現状におこひば、異つた寫本の校合による研究は、必ず望み得ない。本稿の基本的史料である T. N. についても、寫本への言及は、すべて
Raverty の敍述によつた。がた、トルコ語系の固有名詞について、前註5に記したランスクリプションの方式を必ずしも遁つていらない。がた、トルコ語刊本については、その読みかたについて、時に異友、黒柳恒男氏の助言を得たことを附記し

II 彼らの出身と Iltutmish の宮廷に入らねたの経歷について

以上にあげた二十五人の mulūk のうちの敍述の中で、Minhāj al-Dīn²² その出身へ Iltutmish の宮廷に入らぬまでの経歷を、きわめて簡単に述べてゐる。従つて、その記載から、さあ、この二十五人の出身へ 初期の経歷を調べて、そこからいくづかの問題點をとり出してみると、ほぼ次のことが明らかとなる。

- (1) 二十五人のこれら mulūk の大多數がトルコ人 (Turk) である。やだね、Minhāj al-Dīn の記載やおどりのを整理すると、大要次のようになる。①單に Turk と記される (11人—IV, VI) ②トルコ人で Rūmī と記される (III人—II, XIII, XXI) ③トルコ人で Ilbarī (イルバーリー Albarī) 出身と記される (III人—XIII, XXIV, XXV) ④トルコ人で Qibchāq (キブチャク Khifchāq) と記される (六人—VIII, XIV, XV, XVIII, XX, XXII) ⑤トルコ人で Khiṭā (キヒタ Karah Khiṭā) と屬すると記され (五人—V, VII, X, XII, XVI)。⑥トルコ以外と思われるもの (III人)、その出身といふの記載の全くないもの (III人)。

従つて、これらの二十五人のうち、少くとも十九人がトルコ人であると記されてゐるやうな、このことは、彼らの大多數がトルコ人であることは示すものである。だが、この中のオールコ人以外に屬するものの中、(IX) Hindū Khān が、おそらくはインド出身でヒンズウーからムスリムに改宗した人物であると推定されるとは注意すべく記載である。

- (2) 二十五人のこれら mulūk のうち、二十一人までが、Iltutmish の奴隸 (bandah) である。殘る一人、すなわち Iltutmish の奴隸 (bandah) であつたと記されてゐないものについては、そうでなかつたと、う積極的な證據となる記載はない。これまでや、Shamsī mulūk としてあげられた二十五人のほとんどすべてが、もと Iltutmish の bandah

出身であり、彼の宫廷において、いわゆる宫廷奴隸として仕える」とによりて、その權力への道への第一歩を記し得たといふ得るのである。なお、奴隸という語には、ほとんどの場合に、ペルシア語であるبندの bandah という語が用いられている。

(3) ほとんどすべてが Iltutmish の bandah であつたと考えられるこれら muluk の大半數は、Iltutmish 自身が、買入れたものである。⁽¹²⁾ 彼がいつ、どこで、たれから、これらの奴隸を買入れたかについては、この中のいく人かの場合には知ることができる。この事情は、簡単に、補註において記しておく。

これら的事情から想像すると、當時は、宫廷奴隸としてのすぐれた資質を備えていた人物は、スルターンや、その側近の貴族の如き、支配の最上層に位していたものの間においても、金錢で賣り買ひするのが普通で、支配從屬の關係に基く譲與や贈與の對象にはならなかつたのではないかとも思われる。イスラーム國家の支配階層における物品の贈與關係は一般に著名であるだけに、最上層における奴隸の金錢による賣買關係の事實は興味がある。

(4) これら二十五人の muluk は、すでに述べたように、少くとも、そのうちの二十四人が Iltutmish の奴隸 (bandah) であつたと推定されるのであるが、その何れも的人物が、肉體的な資質、または武力の點で、あるいは、人格的、知的な面で、きわめて優秀なものであつたと推定される。Minhāj al-Din は、各人の項で、ほとんど例外なしに、これららの點における彼らのすぐれた資質について數語を費すことを忘れていない。⁽¹³⁾ このことは、もちろん著者が Qazī として、いねだ Iltutmish およびその子孫の諸スルターンや、あるいは支配上層の人々と Balban の宫廷において、親しく接觸し、知り合つていたという特種な立場を考慮にいれたとしても、おそらくは、事實に近いものを述べていると想像されるのである。すなわち、宫廷奴隸は、このような肉體的、知的條件において優秀な人物であり、やひだ、特別な訓練を施さ

れてしたと想像されるのである。⁽²⁾

(2) 次に、これがいふべき Shamsî malik たゞが、奴隸として Iltutmish に賣われたあとの事情はどうであらうか。述べた事情に據れば Tabaqât-i Nâṣirî の敍述はあわめて簡単で、多くの場合、へんしの経験は知り得ないが、II、IIIの人物についての記載から、奴隸になつた要因についてのこゝの手がかりはつかめるのである。それによれば、戦斗の結果、捕虜となり、やがて、敵方のものとなり直接か、あるいはさわざに奴隸商人の手を経て、上層階層のものの奴隸となるのが、めぐらしく普通の場合であつたようであると思われる。⁽³⁾

註

- 1 Minhâj al-Dîn は大體におこつたる malik 各人にいたるの叙述のまゝなど、それがれの出身につて述べる。やうど ...bûd; “az...bûd”; “az aşal...bûd” などの表現を用ひる。
- 2 B. I. も Qibchâf へ記し、(VIII) Tamr Khan の條のみ Qibchâq へ記す。Raverty は Khifchâk へつらふ。 40. など Steingass; The Persian-English Dictionary, 1947 (3rd. ed.) には兩者とも載せられてゐる。
- 3 じつは Hindu Khan の場合は、ba-aşal az Mahîr bûd” (was, by origin, from Mahîr) へ記されてゐる。Raverty は Turkistân にかかる名の地あるを知らないふつて、この地を Sâgar 地方の地名と考へ、シムラーが奴隸になつたものと考へ、彼を改宗シムラーと推測した。
- 4 前註³を参照。

5. 「Minhāj al-Dīn」が「bandah (or banda'hī-i Sultan-i said būd」(was the bandah of the august Sultan) というような表現を用ひる。"bandah" たゞ語を用ひる場合も多々。例へば、"kharidan" (貰ふ) は必ず動詞を用ひて、例へば、"Sultān said ū rā ba-kharid" (XVII, Tez Khan の場合、B. I., p. 260) などと書かれて記述されるのが多い。普通である。従つてこの場合の "kharidan" の意味は、ゆえにこそ、奴隸として買入れるところの意味であることは全く疑いをいれなきことである。

6. この二十五人中のたゞ一人の例外は、(XV), Kuret Khān である。これについては拙稿「君主權」(やがてにふねでやふたむより(113頁、上へは注42参照))、彼は、六四〇H年に Shamsī Turks の時、Wazir, Muhaazzab al-Dīn に反抗した兀朮の指導者の一人であつて、Qibclāq Turk 王身である。前稿の註にも述べたとおり、彼が Iltutmish の bandah になかつたという歴史的な證據ではなく、その出身や経歴から考へれば、彼が奴隸であつたと考えても少しあしかるべきではない。ゆえにこそ、これまでいづれは、決定的な決め手はない。

7. 念のため記すが "bandah" とはハシタ語動詞 "bandidan" (to bind, to confine) の源古分詞形である (bound, fixed, fastened) などの意味があり、従つて slave, servant など之意にも用ひられるものである。トランシルビア語の 'abd だ、Baran と Muqā'a はともに Khwāīah 'Ali Bāstābādi (B.I.—Nāsnābādī) も買入れ、直ちに妻子の Nāṣir al-Dīn Tābaqāt-i Nāṣirī が ghulām が用ひられた。數々の例は、例へば、(XV) Kuret Khān の斬首の時、彼が Wazir の "ghulām" である Mihār Jattā (B. I.—Hattā) や Farrāsh (carpet-spreader—Raverty) に打たれたという記事である (B. I., p. 258; R., p. 757) など、奴隸については、本稿第七章参照。

8. 奴隸を得る方法は、賄賂ばかりでなく、捕虜として得たものとか、譲渡とかこの如くあるが (後註七章へ参照)、この二十五人のうち、"kharidan" は必ず動詞を明瞭に用ひて説明われてこの場合とは、(VI) Nuṣrat al-Dīn, (XV) Kuret Khān, (XVIII) Tughrīl Khān, (XXI) Nuṣrat Khān, (XXXV) Balban の日本人を除く二〇人全編でこの如くある。ゆゑに彼が、金で買われたといふより、Iltutmish の bandah がなつたことを示すにあらず。

9. 十四人の中、Minhāj al-Dīn の記載によるて知つ得るのみの大おおむね二〇人中大體次の如くである。(1) Gazlak Kkān, Iltutmish が、Qu'b al-Dīn Aibak の支配の下に立つて、Barān と Muqā'a はともに Khwāīah 'Ali Bāstābādi (B.I.—Nāsnābādī) も買入れ、直ちに妻子の Nāṣir al-Dīn

に隠して貰ひ入れたものであつた。(XXII) Saif al-Din によれば、當時 Ajam, Trāq, Khwārazm, Ghaznī などの地域に活動していた大商人 (B. I.—Malik al-Tujjar が居たのが事實はこれらの地域を移動していた大商人であつた) であつたといふ點が、Khwājah Shams al-Dīn 'Ajami だつたのが、

が、このような賃貸の事情からみると、Hutmentは、これらの奴隸を、デリーにおいて、貴族、あるいは商人の手から、直接、買入している場合が多いことがわかるのである。なお、特定の人物の場合には、購入の際の價格についての記載もみえるが、こゝでは省略する。・

首都モーに連れてきた時に、彼が買ひたと記されたら
(B. I., pp. 275-276; R., pp. 789-90。) (XXIV) Kashl

10
これらの敍述を、一々こゝにあげればきりがないから、次に一二の例をあげるに止めよう。

(II) Kabir Khān: “üTurk-i dānā u ‘āqil (B. I.-‘āfi) u
Kārdān būd, u dar jalādat u mu'bārazat bī nazīr-i asr-i
kurd būd” (B.I., p. 283); “was a Turk, wise, prudent,
and experienced, and in agility and martial accomplish-
ments, was the incomparable of his time.” (Raverty,
p. 275). (XIV) Tāj al-Din: “...mardi bīd dar ghāyat-i
jalādat u mārdāngi u shahāmat u māhabat u mu'bārazat
u shujāt, dar hamah ausf' baghāyat rasidah, u dar
nahāyat şalāq u pādkamani u hīch munkari rā bar-ū
gudhar na-būd. (B. I., p. 256). “...he, was a man of
activity, manliness, bravery, reverence, marshal and
valour, and reached the extremity in every quality;
and, of rectitude and continence, and no ‘wickedness
ever happened to come near him.”

pp. 800—801)。しかし、十五人の中、やゝ事情のわかつたものがあつてみた
Lane-Poole も次の如き述べ、「やうれた支配者の息子がたまたま
ルネッサンス、Ashraf, pp. 150—151, 189—190。また、

たがじやんじだこじおふくわに、眞の指導者の奴隸たるが、こぢ
こぢの井入の宣教の言語をもひてこたへる。いづれ離れて。

……奴隸は、「生を残した最適者」である」と (Lane-Poole,

S., Mediaeval India under Mohammedan Rule (A. D.
712—1764), Calcutta ed., 1951 (1st ed. 1903), Vol. I., p.

44)。おや、いわゆる人宣教奴隸のすぐれた資質と社會的地位

地位にいたる一般的の敘述にいたるが、最近のものといへ、

Levy, Reuben; The Social Structure of Islam (being
the second edition of "The Sociology of Islam", 2

vols., 1931, 1933), Cambridge, 1957. pp. 74—75. (註)。

Sāmān 領主トレスニ^ヘghulām がやがるを記載せねば
だ、當時の Niām al-Mulk "Sīyāsat-nāmah" は、數年間

じやたぬ方針が載りてゐる。また、The Encyclopaedia
of Islam, New edition, Leiden-London, Vol. I, Fasc. 1,
1954, Q 'abd (pp. 24—40) の項をみて、pp. 33—34 (註)。

例へば (XIX) Arslān Khān の傳記だ、極端つたものだ (註)

四 Iltutmish への直系子孫の傳記における彼の経歴について

11世紀の Shāmsi muluk と Tabaqāt-i Nāṣiri の記載だ、Iltutmish 父王ふく、Nāṣir al-Din Maḥmūd Shāh の第十代王位承継者との區別、彼は、このみへだてた血縁者である。このみへだてた兄弟の傳記を

の(註) フラト (Shām)、ハムバズ (Mīṣr) 姉女 Q. Khwārazmi Amir の子であつたが、捕虜となつて Ikhtiyar al-Mulk

Abu Bakr は賣られたる (B. I., p. 265; R., p. 766)。また

(XXII) Saif al-Din の傳記は、部族間の抗争の結果、捕虜と

つて連ね出された、奴隸として賣られたがために (B. I., p.
275; R., p. 789)。(XXIII) Sher Khan と (XXIV) Kashī

Khān は、(XXV) Balban の直属の子たるが、Balban が

父の Sher Khan の父で、同父母からの兄弟だ、父の父は

1萬兵をもつて Khān (ba dah hazar Khanah rā khān) だ

れる、ムガルキベターハーのムガル人の中央には著名な Ilbari (or
Albari) 族に屬つてゐる。(B. I., p. 281; R., p. 800) また

Kashī Khān は Balban の弟であり、何れも幼時ムガルキ

ベターハーに賣られたが、軍事の戰に参戻し、敵方に捕えられ、
間に賣られたが、やがて逃げて (B. I., p. 278, p. 281; R., p.

796, p. 800)

れわれに知らせてくれる。そこで、まず、中央における彼らの職歴を、各人について、その官職の経験に従つて、列挙することからはじめてみよう。なおヘーベー内のスルターンの名は、そのスルターンの治世を示す。

- I Gazlak Khān⁽²⁾: (1) Chāshnīgīr, (2) Amir-i ākhur.

II Kabīr Khān⁽³⁾: (dar har martabah sultān rā khidmat kard.)

III Naṣīr al-Dīn⁽⁴⁾: (1) Sar-i jāndār.

IV Saif al-Dīn⁽⁵⁾: (1) Sar-i jāndār.

V Saif al-Dīn⁽⁶⁾: (1) Amir-i majis, (2) (ū rā buzurg gardānid.)

VI Nuṣrat al-Dīn⁽⁷⁾: (1) (Şahhnagī-i wilāyat-i Gālīyūr)

VII Tuğhan Khān⁽⁸⁾: (1) Sāqī-i kħās, (2) Sar-i dawātār , (3) Chāshnīgīr , (4) Amir-i ākhur.

VIII Tamr Khān⁽⁹⁾: (1) Nā'ib-i Amir-i ākhur, (2) Amir-i ākhur.

IX Hindū Khān⁽¹⁰⁾: (1) Yüzban, (2) mash'alahdār , (3) Tashtār, (4) Khizānahdār: Tashtār

X Qarāqash Khān⁽¹¹⁾: (1) Saqī-i kħās (2) Şahhnah-i khaliṣat-i Tabarhindah

(3) <Mas'tūd Shah> Amir-i ħajib.

XI Altūniyah⁽¹²⁾: (1) Sharābdār , (2) Sar-i chatardār.

XII İkhtiyār al-Dīn⁽¹³⁾: (1) Sar-i jāndār. (2) <Raziyah> Amir-i ħajib.

(3) <Bahrām Shah> Nā'ib (?)

XIII Badr al-Din⁽⁴⁾: (1) Taṣhtdar, (2) Bahlahdār, (3) Şahnaḥ-i zarrād-khānah-i Badāūn.

(4) Nā'ib-i amīr-i ākhur, (5) Amīr-i ākhur, (6) <Bahrām Shah> Amīr-i ḥājib

XIV Tāj al-Dīn: (1) Jāmahdār, (2) Şahna'h-i ākhur

XV Kuret Khān⁽⁵⁾: (1) Şahna'h-i bahr u kıştihā, (2) <Mas'ud Shah> Şahna'h-i pil,

(3) Sar-i Jāndār.

XVI Bat Khān⁽⁶⁾: (1) Sar-i jāmahdār, (2) <Mas'ud Shah> Sar-i jāndār,

(3) <Mahmūd Shah> Wakīl-i dar

XVII Tez Khān⁽⁷⁾: (1) <Bahrām Shah> Amīr-i ākhur, (2) <Mahmūd Shah> Nā'ib-i amīr-i ḥājib

(647 H.), (3) Wakīl-i dar (654 H.)

XVIII Tughril Khān: (1) Nā'ib-i chāshnīgir, (2) <Firuz Shah> Amīr-i majlis,

(3) Şahnağr-i pilān, (4) <Raziyah> Amīr-i ākhur.

XIX Arslān Khān⁽⁸⁾: (1) Jāmahdār, (2) <Raziyah> Chāshnīgir,

(3) <Mahmūd Shah> Wakīl-i dar

XX Kashlū Khān⁽⁹⁾: (1) Sāqī, (2) Sharābdār

XXI Nuṣrat Khān⁽¹⁰⁾: (dar 'ahd-i har yak az salāṭīn dar har martabah khidmāt gazidah kardah būd.)

XXII Saif al-Dīn⁽¹¹⁾: (1) <Raziyah> Shahm al-Hasham, (2) <Bahrām Shah> Amīr-i dād-i Karah,

(3) <Mas'ud Shah> Amīr-i dād-i hazzat-i a'ala-i Dihli

XXIII Sher Khān: (dar har martabah)

XXIV Kashli Khān⁽²²⁾: (1) khidmat mi-kard dargāh-i khāṣ rā), (2) <Raziyah> Sar-i jandār,

- (3) <Mas'ud Shāh> Amir-i ḥākur, (4) <Mahmūd Shāh> Amir-i hājib,

(5) Amir-i hājib (2nd time)

- (4) <Bahram Shah> Amir-i ākhur, (5) <Mas'ud Shah> Amir-i hājib.
 Baban; (1) Kuṇasauval, (2) <Kaṇiyān> īlmasauval, (3) Kuṇi-i Sūrak,

以上にその要約をあげた二十五人の官職についての *Minhâj al-Dîn* の記載は、具體的な官職の名を列舉することにおいては、きわめて不完全なものと推測される。例えば、(II) *Kâbir Khân* あるいは(XXI) *Nuşrat Khân* の場合に見られることは、ふくらかの shughî についていたことが明らかであるにもかかわらず、それらの職名はほとんど省略されてい る。すなわち、この二十五人の職歴を總體的に見れば、それは *Minhâj al-Dîn* が、これらの人々との接觸を通して自らの筆と記憶に任せて記したことがあがわれるのでありて、その點、史料としてまことに不完全な事情しか辿り得ない」といは、本稿の視點から見ればきわめて殘念なことである。しかもなお、デリー諸王朝時代の諸文献の記載内容一般と比べてみるとさには、*Minhâj al-Dîn* の記録は、この問題に關しての、最も重要な史料たる」とはいうまでもない。従つて、私は、これらの断片的な記載を整理するにこよつて、二十五人を中心とする當時の *mulûk* の、スルターンの宮廷における経験の大要を見きわめ、いわゆる奴隸貴族の成立の過程を少しでも明らかにしたいと思うわけである。

「文政王期」の中央、地方ともする官職について、その統治機構全般の研究とともに、これまで、具體的に

は十分に明かにされてゐない。諸先學の研究より⁴⁴の Khilji 朝以前のトニー朝の統治組織をもとより扱ひて、この場合が多く、從つて、それが機構の歴史的發展や變貌の過程、それと、それが官職相互の關係や、その眞體的内容である、それがいかなる場合がなあかること、從つて官署や統治機構についての考察は後日に譲るとして、以下は以上の mülük の經歷についての概要なり、本稿に關連する問題點を示出するに止む。⁴⁵

以上述べた職名なりを整理してみると、大體次の如へど。

(1) ベルターへの属従者、その身邊の生れに屬する職。

Sāq-i khās (personal cup-bearer); Yūzbān (keeper of the hunting leopard); Mash'alahdār (torch-bearer); Tashtdār (ewer-bearer); Sharābdār (liquor-keeper); Khaṣahdār (personal attendant); Bahlahdār (bearer of the privy-purse); Jāmahdār (keeper of the wardrobe)

(2) スルターン側近の如くの職、又は上記に附く職。

Sar-i dawātār (chief of the keepers of private writing-case); Sar-i jāmahdār (chief of jāmahdārs); Sar-i chatardār (chief of the canopy-bearer); Chāshmīgīr (comptroller of the royal kitchen); Khizānahdār (treasurer);

(3) 朝廷の母娘、即ち、一般幹部職。

Sar-i jāndār (chief of jandārs, i. e. guards); Shahnah-i bahr u kishtihā (superintendent of rivers and boats); Shahnah-i pil (superintendent of the stable); Shahnah-i ākhur (superintendent of the stable); Shahm al-hasham (marshal of the retinue)

(4) 中央政府における職職 (Amir の地位における職)

Amir-i shikār (amir of hunt); Amir-i majlis (amir of the council); Amir-i ākhur (amir of the stable); Amir-i dād (amir of justice); Amir-i hājib (lord of chamberlain); Wakil-i dar (representative in darbār)

以上は、私田身の考察による区分であり、なお研究を駆使する場合の参考とするべきものである。しかし、一應、以上の十人ほどの経験は必ずしも加職を歴任する者と限らない。たゞ、前にも述べた如きの人の経験の概略と比較してみると、むろん muluk の大多数が、奴隸として Iltutmish の下にあつて、モーグルターンの身邊の生活に關する職、あるべき、その側近としての宮廷内の職に出でるが、やがてやへ上位の職に進み、のむ、次第に昇進して、その多くのゆゑの、ホルタナツ、中央における職職として現れたるものが、多數の如くである。たゞ、(4) 中央政府における職職として分類したる、やがての Amir-i shikār, Amir-i majlis, Amir-i ākhur, Amir-i hājib ある Wakil-i dar などである。(I) Gazlak Khān, (V) Saif al-Din, (VII) Tughān Khān, (VIII) Tamr Khān, (X) Qarāqash Khān, (XII) Ikhtiyār al-Dīn, (XIII) Badr al-Dīn, (XVI) Bat Khān, (XVII) Tez Khān, (XVIII) Tughril Khān, (XIX) Arslān Khān, (XXII) Saif al-Din, (XXIV) Kashlī Khān, (XXV) Balban の十人ほどの外、上の他 Khān の雜職者も十人ほど、(II) Kabir Khān, (IX) Hindū Khān, (XV) Kuret Khān, (XX) Kashlū Khān, (XXI) Nuṣrat Khān, (XXII) Sher Khān の六人ほどの雜職者十人ほど、(VII), (IX), (X), (XI), (XII), (XIII), (XIX), (XX), (XXV) ふ、他に、記載の文章から就して、たゞ記載されたものだけ、(VII), (IX), (X), (XI), (XII), (XIII), (XIX), (XX), (XXV) ふ、他に、記載の文章から

る明かにそのよに推測される。IIutmish (II), (XXI), (XXIV) が數えられる。すなわち、前記二十名の過半數が、これに當てはまるといえるのである。

これが要するに、そのほとんど全部が Ilutmish の奴隸 (bandah) として、その宮廷に買入られた二十五人ののち mulük は、その多くが、スルターンの身邊における日常生活に附隨する職務につき、次第に昇進して、宮廷内における中級幹部職につき、さらにその過半數がサルタナット中央の要職にまで進んだことが、ほど推測であるのである。

次に注目される點は、これふの mulük が宮廷、あるいは中央政府内での要職に昇任されていった過程は、奴隸として彼らを買入れた當初のスルターンである Ilutmish の治世において實現したのではなく、その死後において登位した、彼の直系子孫たるスルターンたちの治世にまだがっていた、といふことである。このことは、歴史的にはきわめて重要なことであるといえよう。すなわち、奴隸としてのもの主人である Ilutmish の下に、その政治的昇進の機會を端緒的につかんだものが、その直系血縁の子孫があつて登位していくサルタナット中央の政治構造の中で、次第に權力の身體となり、主要な役割を演じていつたといふに他ならない。私が、すでにやきの小稿において、「スルターワー位の經承は、かくて、シャムスッティーン (すなわち Ilutmish) の死の直後の、シャムシー君主權の一應の強化による世襲權の事實上の成立という尾をひき乍ら、實際は『チャハルガーニー』奴隸貴族の勢力關係の表現となつた」といゝ、あるいは、「事實上の血縁世襲の存續の傾向も、實は、その基底に、こうした貴族間の一種の勢力均衡があつた」と述べたのも、以上に論じてきたよつた Ilutmish の君主權の直下に成長していつたの mulük が、⁽²⁵⁾ つやへスルターンの下における要職を占めていたという状況においてのことである。もしにこゝかえれば、Ilutmish 以後 Balban 登位に至る「奴隸王朝」前期の政治は、Ilutmish が自ら買入れた、いわば手飼いの奴隸によつて、その中央の統治面の重要な面をにぎられていたと

いろいろあるのやある。このことは、次章に述べるよほど、これが「十五人の mulük が、Iltutmish 以後、その直系血縁の歴代スルターンの治世において、Iqtā' の授與を通じて、サルタナット地方統治に、いかに重要な役割を演じていったかをみれば、一層明らかとなるであら。

なお、上へにあげた問題において、重要なと思われる一、二の點にふれておきたい。その第一は、奴隸として Iltutmish に買われて、その宫廷に入ったこれらの人々が、彼の在位中、あるいはその後、奴隸としての身分を解放されたかどうかという點である。第二の點は、これらの Iltutmish の権力の直下に成長したのゆえ mulük が、「奴隸王朝」前期の政治に重要な役割を果してゐるとすれば、その歴史的な地位と役割は、インドにおける最初のムスリム王朝による支配の成立という歴史的過程と關係してどのように考えられるべきかといふことである。これらの問題點についてでは、むちびの章においてあるるにいふが、上へにあらがじめ記しておあたし。

註

- 1 以下に列舉する官職ひとつ、Minhāj al-Dīn や、shughl (office, occupation おもての意味がある) ふつて語や用ひてこなが、また、martabah, khidmat (service, office, employment) などの語を用ひてある場合の shughl や khitab に應じて差があるのである。一般的には、Ashraf, pp. 173–174 参照。なお前の三〇頁、註(1)を参考。以下、この章で列舉するのは、だいたい shughl ひとつである。たゞ、宫廷奴隸の種々の職が、はたゞ shughl にして、他の宫廷、中央の官職と同一に扱えなかったことはこれまでの khitab (title) がある。han, malik, amir などは、その序列を示す一般的な稱號であるが、khitab は具體的に
- 2 彼は Chashnigir やつせのくじらぬい、るかのシヤ Amir-i

ākhur. おなじく (B. I., p. 232; R., p. 723)

“served him (Iltutmish) in every degree of employment” (p. 233; R., p. 725) おなじく彼が彼の職位に

いたと推定される。

“aşal kih barkhidmat-i sultān makḥūṣ shud...” おなじ

く彼は、Iltutmish に仕えられたとある。最初は Sari-

jāndar となつたと推定される (p. 236; p. 728) 彼は、やがて

Sūlṭān Muṣṭamad Ghūrī の貴族の奴隸として、アーチン州

で見つかれた人物であつたと考えられる。

その場合、最寄り Sar-i-jāndar となつた。ルイド記述があ

る。Minhāj al-Dīn は、“u dār ān shughl ū rā

dakhlī farmūdah az wujūh māḍahā sin lakh chītal

(jital)...” (B. I., p. 237) とある。Sari-jāndar は shughl

（官吏）である。1100 jital の金額がつぶらに書かれて

ある。彼は、ルイド記述の通り、バハターンの臣下となつて

Nārnūl へ、彼は iqṭā’ として興味たどり、それが、一定額の報酬があつた。

R., pp. 729—730。この叙述から推定するに、彼の

shughl は官吏である。されど、一定額の報酬があつた。

Amīr-i mailis も、後述する所では（因由真）おなじ高さ

がねたと考へられる。彼の場合、T. N. は “awwal

Amīr-i majlis

farmūd” としてある。やがてせむる、ルイ

ドが得たと考へられる。ルイド (V) Saif al-Dīn も、アーチン

の場合の Shāhnagi (superintendent) は、1 職位に何處かの

職名を用ひ心地を尋ね、だんげん shāhnah-i pil, shāhnah-i

ākhur などとは、應異なりのものといふ。彼は Gwalior Fort

や、1 仕事されたのを知る、回転する、Bhīnah, Sūltānkot は

iqtā’ を取立つて (B. I., p. 239; R., p. 732)。

Sāqī-i khaṣ となつたのは奴隸として貰われた直後のルイド

Amīr-i ākhur となつたのが、1110 年より始める。

(B. I., p. 242; R., p. 736)

Nābī-i amīr-i ākhur となつたのが、(VII) Tughān Khān

が Amīr-i ākhur の世代である。後者を Bādāun は iqṭā’ し

得たが、(VIII) Tamr Khān は、Amīr-i ākhur となつ

た。(VII) は Budāun 城領は Kālī Hāmī である (B. I., p.

242; R., p. 736) (VIII) は Amīr-i ākhur となつたのが回

母の娘の夫を示す (cf. B. I., p. 247; R., p. 743)

Yūzban となつたが、Iltutmish 番号の時である。彼が (3)

Tashīdār となつたと考へられ、また Iltutmish が将位して

Qu b. al-Dīn の封贈番位をもつた (B. I., p. 249; R., p.

745)。なお彼が Iltutmish 将位後、Khiāzānahdār となつた

のが、Iltutmish が死後が Tashīdār の番号になつた。

たといふ (B. I., p. 249; R., p. 745) ルイドによれば、奴隸の服

- 11 Sāqī khaṣ ふさいたのせ’ やがて仕えなつぬの略稱の uṣūl
ag. そ。彼が ‘Alā al-Dīn Māstūd Shāh の侍臣。Amir-i
hālib ふないたのせ’、名譽の iqṭā’ や繼承の uṣūl ある。(B. I.,
p. 250; R., p. 746—747)
- 12 Sharabdar ふねいたのせ’、アスマーへと貢われた直後。ag.
さゆ B. I. も Sar-i ābdār ふじつらゆる謬記である。(B. I.,
p. 251; R., p. 748) なぜ、彼はうそせ’ Raziyah の嘆美玉
トシ。
- 13 Amir-i hālib ふないたのせ’、萬世 iqṭā’ の中でも第一級だ。
うだん略称なる Badāun や傳たのめの uṣūl ある。もじり
Amir-i hālib の重要性を知る得。(cf. B. I., p. 252; R., p.
750) なぜ彼はうそせ’ T. A. (B.I.), p. 66—69; T. A.
(De), pp. 76—78 とも互いへ。
- 14 Tashidār ふねいたのせやばの買われた直後である。彼が
Sūltān Raziyah 楽曲をかひだす Badāun や傳へ。Bahrām
Shāh 盛ぞうひうそせ’ T. A. (B.I.), p. 69; (De), p. 78 う
め玉へ。
- 15 彼は、Sar-i jāndār ふねいたのせ (bād az), Badāun の
iqṭā’ や傳へ。だゞし B. I. やせじよゆ Baran ふねいた
うそが誤か。何がどうやら Sar-i jāndār がおほの高ひ職位
ふねいたのせうそがうそへと想像がだ。(後述四回参照)
(B. I., p. 258; R., p. 757)
- 16 彼が Sar-i jāndār ふねいたのは、買われた當初のうそだ。
「奴隸王朝」前期の「奴隸貴族」について 指
- 17 Wakīl-i dar ふねいたのは 大正四H年 の ふねだね。彼は、
画壁 う’ Badāun の iqṭā’ を傳へ。(p. 260; p. 759)
- 18 Jāmahādār (B. I.—Khāmahādār) ふねいたのは、買われた直
後の uṣūl Wakīl-i dar ふねた數年前に、彼はすでに、重要
な Bhānah の muqta’ ふじつら。(p. 265—6; p. 767)
- 19 Sāqī ふねいたのは、奴隸として買われた當初であり、買われ
た年は前述〇の如く、大正四H年 ふねいのがねか。
- 20 “...he had, in the reign of every one of the Sūltāns
[his descendants], served in offices of every degree”
(B. I., p. 273; R., p. 787)
- 21 彼は二十人の中でも例外的で、いよいよ同僚間の職びへこゝれ
た。奴隸出身者にも當時からいる人物がこたんとは興味ある事實
だ。彼が ‘Alā’ al-Dīn Māstūd Shāh 侍臣の 大正〇H年
を Amir-i dād ふねいたのせ “iqṭā’-i umara-i dād u mas-
nad badū rasid” ふじつら。(B. I., p. 276; cf. R., p. 790)
つかつての宗教儀式を繰り返すかのうだ iqṭā’ ふねいたのせ
ふねだね。
- 22 彼は、買われたのせ “dargāh-i khaṣ” やねわくスルタ
ーの宮廷内や奉仕へりかた、Sūltān Raziyah の御世になつて

23

Nābī-sarī-jāndār (B.I.-jāndār) なべいさんだる (B.I., p. 279; R.p. 798)。忍耐の心の體としてかく側近のふくらみの體を經てかたむ推定される。

これらの官職については、これまで、詳細な研究はなく、大體
サルタナット全時代を通じての概観が多い。Qureshi, I. E.:
“The Administration of the Sultanate of Delhi,” I-3.

Shore, 1942. ■■■ Srivastava A. L., The Sultanate of

Delhi, Agra, 1953. (स्वरूप श्रीवास्तवा उत्तरार्थ) १८३, गढ़

車弓の構造のおよそはその時代の経済状態によって、一應考るもので、いわゆる「奴隸王朝」についてば、pp: 134—149）、概観的な説

明にすぎず、疑わしいところもある。この點では、Wizarratに

で、時代を追つてその、變貌過程を說いた Tripathi の考察、

(Tripathi, R. P., Some Aspects of Muslim Administra-

nion, Allahabad, 1950, 2nd. ed. 1956., Part II., Chap. I—Chap. VI., pp. 161—238. 奴隸王絆スルターンの事は、pp. 175—180 以下、この書は、Tripathi トリパティの「*ヒンドゥー歴史記*」だ。簡単なものでないが、問題點の指摘はすぐれてる。これによつても、「奴隸王朝」前期の中央政府の統治機構があわめて不完全で整備分化されてゐなかつた事情が大體つかめやう。Ashraf; pp. 146—

25 24

195は、ムガル初期をもぐくものであるが、スルターンとモガルの宮廷内部についての叙述は興味ある點を含む。しかし、各時代の史料からむかひを抜き出してみると過ぎないに、その歴史的變貌や、構造上の諸問題にはほとんどふれられていない。

なお、他に、Banerjee, Anil Chandra: "Some Important Officers of the Sultans of Delhi", Indian Culture, Vol. V, No. 1, July, 1958., pp. 73—89 がある。この論文は、ねむか Tabaqāt-i Nāṣiri とおむねれる官職名を、主として Raverty の解釋によつて説明し、これに、Elliot-Dowson Vol. III. Barani の翻譯に現われる名稱などを添えたものである。分析として獨自なものはなく、また歴史的な統治機構の變貌はほとんどつかがえないが、サルタナット初期のものとしては、便利なものである。

私自身は、本稿の限りにおいては、以上の諸考察を参考として、あくまでも Tabaqāt-i Nāṣiri の記載そのものを基礎とし、しつこく Raverty の解釋と英譜職名をそのまま参考したことを明らかにしておきたい。

拙稿「繼承」、二九一頁。

拙稿「繼承」、二九二頁。

五 地方統治としての iqtā' に関する経歴について

デリー・サルタナットにおける地方統治、ふくらむ主要な問題點の一つである iqtā' のシステムについては、これまで詳細な研究はほとんどない。しかし、デリーを都としてボインドを中心としたれば外國人支配の初めてのムスリム王朝をうかたてた「奴隸王朝」においては、整った地方統治の制度がまだ十分に行われなかつたことは想像されるにいひであり、從つて、地方の要地を丘陵に割り當へる上、iqtā' の制度が、まだ不備やあつた地方統治機構の主要なものとして、その最も重要な役割を果したのも理由のあつたことである。

Minhāj al-Dīn が、Tabaqāt-i Naṣīri の敍述があつた iqtā' 略歴のいわゆる諸所によるもの、本稿でとりあげた一百十五人の mulūk についての記録の中でも、それが他の malik について、iqtā' についてのことがらを記してある。もちろん、彼が記すべきは、iqtā' 授與に関する彼らの経験のすべてを含むものではない。しかし、その記載を整理すれば、よりいれども mulūk が、サルタナット支配の地方統治の面において果してあつた役割の概略をうかがへんとはできる。従つて、丘陵上、iqtā' 歌領の點から、一百十五人の人物の地方統治における経歴を調べてみよう。まず、その授與やれた順序と、各人にいづれ、iqtā' を列挙する。

I Gazlak Khān: (1) Wanjut⁽³⁾ (of Multān), (2) Kuhrām, (3) Tabarhindah⁽⁴⁾ <maḥrūsa'h>,

(4) Uchchah⁽⁵⁾

II Kabir Khān: (1) Multān⁽⁶⁾, (2) Lūhūr

III Naṣīr al-Dīn: (1) Lūhūr⁽⁷⁾, (2) Siwālik⁽⁸⁾; Ajmir: Lāwah: Kāsili: Sanbhar-i namak

「奴隸王朝」前期の「奴隸貴族」について 論

IV Saif al-Dīn : (1) Nārūl, (2) Uchchah⁽⁹⁾

V Saif al-Dīn : (1) Sursutī⁽¹⁰⁾, (2) Biḥār, (3) Lakhnawati⁽¹¹⁾

VI Nuṣrat al-Dīn : (1) Jind: Barwālah: Hānsī⁽¹²⁾, (2) Bhiānah: Sulṭānkot: Gwāliyur⁽¹³⁾,

(3) <Raziyah> Awadh⁽¹⁴⁾

VII Ṭugħān Khān : (1) Badāun⁽¹⁵⁾ (2) Biḥār, (3) Lakhnawati⁽¹⁶⁾, (4) <after Ilututmish>

Lakhnawati—Lakhanūr⁽¹⁷⁾, (5) <Ma'sūd Shāh> (Karaḥ-Mānikpūr)⁽¹⁸⁾,

(6) Awadh⁽¹⁹⁾ <Maḥmūd Shāh>

VIII Tamr Khān : (1) <Raziyah> Kannauj, (2) Karāḥ, (3) Awadh,

(4) <Ma'sūd Shāh> (Lakhnawati)⁽²⁰⁾

IX Hindū Khān : (1) <Raziyah> Uchchah, (2) <Bahrām Shāh> Jālandar⁽²¹⁾

X Qarāqash Khān : (1) Barīhūn : Darangawān (2) Tabarhindah <khalīṣah>⁽²²⁾, (3) Multān,

(4) <Raziyah> Lūhūr, (5) Bhiānah (6) <Ma'sūd Shāh> Bhiānah⁽²³⁾,

(7) Karah <Maḥmūd Shāh>

XI Altuniyah : (1) <Raziyah> Baran, (2) Tabarhindah⁽²⁴⁾ <Bahrām Shāh>

XII Ikhtiyār al-Dīn : (1) Mansūrpūr, (2) Kujah: Nandanah, (3) <Raziyah> Badaūn

XIII Badr al-Dīn : (1) <Raziyah> Badaūn, <Bahrām Shāh>⁽²⁵⁾

XIV Tāj al-Dīn : (1) <Raziyah> Baran, (2) Surstī <Bahrām Shāh>,

- (3) <Ma'sūd Shāh> Badāun
- XV Kuret Khān: (1) <Ma'sūd Shāh> Badāun⁽²⁶⁾, (2) Awadh
- XVI Bat Khān: (1) <Ma'sūd Shāh> Kuhrām: Sāmānah, (2) Baran⁽²⁷⁾ <Ma'hmūd Shāh>
- XVII Tez Khān: (1) <Ma'hmūd Shāh> Janjānah⁽²⁸⁾, (2) Kasmandī: Mandiyānah, (3) Baran,
- (4) Badaūn, (5) Awadh⁽²⁹⁾
- XVIII Tughril Khān: (1) <Ma'sūd Shāh> Tabarhindah⁽³⁰⁾, (2) <Ma'hmūd Shāh> Lūhūr,
- (3) Kannauj, (4) Awadh, (5) Lakhnawatī⁽³¹⁾
- XIX Arslān Khān: (1) <Raziyah> Balārām⁽³²⁾, (2) <Ma'hmūd Shāh> Bhiānah⁽³³⁾,
- (3) Tabarbīndah <mahrūsa'h>, (4) Awadh, (5) Karah⁽³⁴⁾
- XX Kashlū Khān: (1) Barhamūn, (2) Baran, (3) <Ma'sūd Shāh> Nāgūr, (4) Multān,
- (5) <Ma'hmūd Shāh> Uchchah: Multān: (Nāgūr: Siwālik⁽³⁵⁾, (6) Uchchah: Multān,
- (7) Badaūn, (8) Uchchah: Multān
- XXI Nuṣrat Khān: (1) <Ma'sūd Shāh> Kūl⁽³⁶⁾, (2) (iqṭā'āt-i dīgar yāft)⁽³⁷⁾,
- (3) <Ma'hmūd Shāh> Bhīānah (4) Tabarbīndah <mahrūsa'h>: Sunām: Jhajhar: Lakhwāl⁽³⁸⁾
- XXII Saif al-Dīn: (1) (u har nāḥiyat u iqṭā'i wilāyat kih ba-tasurraf-i ū muwaufaz būdah ast..)⁽³⁹⁾
- (2) <Mas'ūd Shāh> (iqṭā'i Amīr-i dād..rasīd)⁽⁴⁰⁾ (3) <Ma'hmūd Shād> Palwal: Kamah⁽⁴¹⁾,
- (4) Baran, (5) Kasrak⁽⁴²⁾, (6) Baran⁽⁴³⁾

XXIII. Sher Khān: (1) <Mas'ūd Shāh> Tabarhindah⁽⁴⁾; (2) (Multān)⁽⁵⁾; (4) (Uchchah);

(5) Tabarhindah⁽⁶⁾, (6) Kūl: Bhīnāh: Balarām: Jalīsar: (Baltārah)?: Mahīr: Mahāwan:

(Gwāliyūr)⁽⁷⁾

XXIV. Kashli Khān: (1) <Mahmūd Shāh> Nāgūr, (2) (Karāh)⁽⁸⁾, (3) Mirat: Bandiyārān):

(Rūrkī): (Miyāpūr)⁽⁹⁾

XXV (1) <Mahmūd Shāh> Rīwārī, (2) Hānsī

△△△

三十人の mulūk が、 Itutmish の藍色子孫のスルターンの治世に續んで保持してゐた iqtā' は、 Minhāj al-Dīn の記載から取らるるもののみを整理してみたわけである。といひて、十三世紀前半、すなはち「奴隸汗朝」前期のものであるが、如何なる地域が、サルタナットの存立に大きな意味をもつたかは、ややむしろ當時の歴史的状況からの考へる必要があつて。さへもとより、ハーリム汗朝の支配の全時期を通じて、西北邊境は、いかにも重要な役割を演じてゐたのである。この點 Lūhūr, Multān, Uchchah などの地は、戦略的にみて第一の要衝であつた。またドリーを都としてハーリム汗朝の基礎を立てるにあつた初期サルタナットとしては、北インダーンにおける穀倉地帯であるハグヌル、シカムル Dūāb (Doab) の地方が、ガンガー中流域に至る地方一帯は、その經濟的存立の基礎であり、同時に、首都ドリーの近傍だ。治安の上からいふ、光宗に記載したところの要點があつたといふが、ハグヌル、シカムル、Baran, Badāūn, Sāmāna などの地區が、Karah (Mānikpūr), Kannauj や Awadh (Oudh) と稱する地圖は、この意味で最も重要な地位であつて、事實、その周邊では、たゞシカムルの小首長が事實上の政治的、經濟的實力を握つてゐたのである。

また、遠く Lakhnawati (Bengal) の壇を、やドムの一部を Khilji Turk の勢力を植えられたが、ついで中央にそむいて獨立の旗をかげて格好の地であった。また、Nagür, Ajmir, Gwāliyūr (Gwalior) の壇がラーシーート諸勢力の制壓に重要であったといはざるが、その存立にかゝわる重職たるものであつた。これが、上述の七十州の mulük と muqta' との地方統治における役割は、實は、サルタナット成立期に於ては、その存立にかゝわる重職たるものであつた。これらが自らわかるやうである。Minhāl al-Dīn のサルタナット初期に關する記載全般から知り得る當時の iqtā' に屬する地名が、以上の十五人の保持した地域をばんぶん出だしたのは、それなりのことを裏づけられるに他ならない。

これを取り次ぎ、この七十州の mulük は、當時のサルタナット支配下における地方統治の重要な役割を擔當していた中核的人物であつたと考えて差しつかないやうである。

註

1 iqṭā' (あくらは aqtā') は、アーラムト壇の qat' の v.n. 4 である。アーラムトの意味は、(to cut off) され、この意味からくる。iqṭā' は (assigning land to a subject + 地) と書くべき。おこらは轉じて、(a tract of land thus assigned 賦されたりした土地) の意味である。この転じたふれた客體、すなはち、iqṭā' の受領者を述べむ muqta' (おこらは muqīt) である。ふつて、あるじの時と應じてふれるよほど、Tabaqāt-i Akbari & Firishṭān の如き史料では、wāli, hākim などの語を、muq'a' の代りに用ひ、また iqṭā' の代りに jāgir を用ひてゐる。しかしながら時代を反映してゐるふねやう。されば、最近のインダヒ研究者たるの立場はより正確な方向に向かひたのである。

(W. H. Moreland: "Feudalism (?) in the Moslem

Kingdom of Delhi" J. I. H., Vol. XII, April, 1928, pp.

1—8, "The Agrarian System of Moslem India, Historical

Essay with Appendices", Cambridge, 1929. Appendix

5. "Provincial Governors in the thirteenth and four-

teenth centuries" 等 R. P. Tripathi: "Some

Aspects of Muslim Administration", Allahabad, 1936.

Chap. VII—X)。しかし、だが、歴史的資料による記載の變遷

の變化を悉くた詳細な研究は缺けてゐる。私は身

近へ、「奴隸主領」初期における iqṭā' がいつからどの

私見を發表したかと考えてみる。

2 もとめだら、拙稿「繼承」[九五]参照。

3 B. I., "wilāyat-i Gujārāt u Multān," (p. 232) Raverty は

B. I. の Gujārāt へと云ふ所を當時は設立したと云ふ。

Multān province は Wanjīrūt である。彼の参照した寫本の

大抵は Lanjīrūt—Banjīrūt である。B→W の複数で

説明してゐる (p. 723, n. 1)。

4 B. I. "mahrūsāh-i Tabarhīndah" (p. 232). Raverty は

mahrūsāh or mahrūsah である "preserved city" である。

5. しかし、これは實は khālīsah であるが、それで直

譯の城と譯讀あると考える。このやうな土地をつかめたのを dīr

muqta' である語は用ひられてゐるが、もつて iqṭā' 論度

の類似の地には少し性格が異なつてゐる。B. I. は、別の

じゆうせん。この處の前後の記載より、この段落が六二年

に書かれたものである (B. I., p. 172; R., p. 613)。だが (I) Gazlak

Khān は六二年で死んでゐる (B.I., p. 233; R., p.

724)。この年の各地の領主は、ぐる Iltutmish 城主である

様子。

6 B. I. "qīlāh u shahr-i Uchchah u mazāfāt u nawāhī"

(p. 233) あなたが、區域の城塞、市街、其の近辺を含む

トトぬいたい。Raverty は "the preserved city of

Uchchah, with its dependencies and territories" である

トトぬれば、その原文が B. I. へ記されたおほくが問題

があな。しかしこの稿ではこの他の詳細などがらりと記す

ことは紙數の都合上、なるべく省略して別稿に譲り、本稿と譲連

ある問題點のみ註記することとする。

7 B. I., p. 234. 謂は "dād" (gave) である iqṭā' がつづく授與

した事は記してゐる。しかし他の場合が心掛けて iqṭā' が

書かれてゐる (後述註53 参照)。だが、以下、この種のことが

あが、本稿では省略する。六二年は、六二

年である。ただし、この實は khālīsah であるが、それで直

譯の城と譯讀あると考える。このやうな土地をつかめたのを dīr

muqta' である語は用ひられてゐるが、もつて iqṭā' 論度

の類似の地には少し性格が異なつてゐる。B. I. は、別の

- (N.K.), p. 67, l. 25)° De ものを “Governor” と記す
 29 (T. A. (De), p. 73)° Briggs も、例として、Mullik
 Kubeer Khan, viceroy of Mooltan (Briggs, p. 214) と記
 30 す。彼はのむ Lāhūr (ラーハウル現在の Lahore) も
 記す。T. A., Firishah も Hākim-i Lāhūr などと
 31 (T. A. (B. I.), p. 67, T. F. (N.K.), p. 68, l. 12)° T. M. S.
 32 は、muqta' として記す (T. M. S. (B. I.), p. 30)
 33 したがいの場所が同時に記されたものと見らる。Lāwah, Kāsili
 34 の二城とのことで、B. I. のタブレット記述について、1、二段目
 35 を記すところが、私たる Rāverty は従つてゐる (B. I.,
 36 p. 236; R., p. 728, n. 3)° また、大川即ち Indus と
 37 前後の記載より、彼は、Itutmish の死後から、この地を保持
 38 していたことが分る (B. I., p. 238; R., p. 730)°
 39 他所の記述より、Kāshī には、彼は、Sursti の muqta'
 40 であつたことが分る (B. I., p. 239; R., p. 731)
 41 彼は大約 1 H 年、同地で死んでしまつた (B. I., p. 239; R.,
 42 p. 732) したがいの各地は、すべて Itutmish 在位中の歌領であ
 43 る。
 44 彼がのむの地の iqta' を同時に兼ねていたものか、あるいは
 45 逐次、歴任したのかは、記載からは明確でないが、私は認め
 46 て固時であるとする。 (B. I., p. 239; R., p. 732)°
 47 六三一 H 年以前の Jāhān ながら、兩地を同時に受けたといふ
 48 は、Gwāliyūr (Gwalior) 隣邊の地を受け、その城塞内に住む
 49
 50
- 13 14
 51 15
 52 16
 53 17
 54 18
 55 19
 56 20
 57 21
 58 22
 59 23
 60 24
 61 25
 62 26
 63 27
 64 28
 65 29
 66 30
 67 31
 68 32
 69 33
 70 34
 71 35
 72 36
 73 37
 74 38
 75 39
 76 40
 77 41
 78 42
 79 43
 80 44
 81 45
 82 46
 83 47
 84 48
 85 49
 86 50
 87 51
 88 52
 89 53
 90 54
 91 55
 92 56
 93 57
 94 58
 95 59
 96 60
 97 61
 98 62
 99 63
 100 64
 101 65
 102 66
 103 67
 104 68
 105 69
 106 70
 107 71
 108 72
 109 73
 110 74
 111 75
 112 76
 113 77
 114 78
 115 79
 116 80
 117 81
 118 82
 119 83
 120 84
 121 85
 122 86
 123 87
 124 88
 125 89
 126 90
 127 91
 128 92
 129 93
 130 94
 131 95
 132 96
 133 97
 134 98
 135 99
 136 100
 137 101
 138 102
 139 103
 140 104
 141 105
 142 106
 143 107
 144 108
 145 109
 146 110
 147 111
 148 112
 149 113
 150 114
 151 115
 152 116
 153 117
 154 118
 155 119
 156 120
 157 121
 158 122
 159 123
 160 124
 161 125
 162 126
 163 127
 164 128
 165 129
 166 130
 167 131
 168 132
 169 133
 170 134
 171 135
 172 136
 173 137
 174 138
 175 139
 176 140
 177 141
 178 142
 179 143
 180 144
 181 145
 182 146
 183 147
 184 148
 185 149
 186 150
 187 151
 188 152
 189 153
 190 154
 191 155
 192 156
 193 157
 194 158
 195 159
 196 160
 197 161
 198 162
 199 163
 200 164
 201 165
 202 166
 203 167
 204 168
 205 169
 206 170
 207 171
 208 172
 209 173
 210 174
 211 175
 212 176
 213 177
 214 178
 215 179
 216 180
 217 181
 218 182
 219 183
 220 184
 221 185
 222 186
 223 187
 224 188
 225 189
 226 190
 227 191
 228 192
 229 193
 230 194
 231 195
 232 196
 233 197
 234 198
 235 199
 236 200
 237 201
 238 202
 239 203
 240 204
 241 205
 242 206
 243 207
 244 208
 245 209
 246 210
 247 211
 248 212
 249 213
 250 214
 251 215
 252 216
 253 217
 254 218
 255 219
 256 220
 257 221
 258 222
 259 223
 260 224
 261 225
 262 226
 263 227
 264 228
 265 229
 266 230
 267 231
 268 232
 269 233
 270 234
 271 235
 272 236
 273 237
 274 238
 275 239
 276 240
 277 241
 278 242
 279 243
 280 244
 281 245
 282 246
 283 247
 284 248
 285 249
 286 250
 287 251
 288 252
 289 253
 290 254
 291 255
 292 256
 293 257
 294 258
 295 259
 296 260
 297 261
 298 262
 299 263
 300 264
 301 265
 302 266
 303 267
 304 268
 305 269
 306 270
 307 271
 308 272
 309 273
 310 274
 311 275
 312 276
 313 277
 314 278
 315 279
 316 280
 317 281
 318 282
 319 283
 320 284
 321 285
 322 286
 323 287
 324 288
 325 289
 326 290
 327 291
 328 292
 329 293
 330 294
 331 295
 332 296
 333 297
 334 298
 335 299
 336 300
 337 301
 338 302
 339 303
 340 304
 341 305
 342 306
 343 307
 344 308
 345 309
 346 310
 347 311
 348 312
 349 313
 350 314
 351 315
 352 316
 353 317
 354 318
 355 319
 356 320
 357 321
 358 322
 359 323
 360 324
 361 325
 362 326
 363 327
 364 328
 365 329
 366 330
 367 331
 368 332
 369 333
 370 334
 371 335
 372 336
 373 337
 374 338
 375 339
 376 340
 377 341
 378 342
 379 343
 380 344
 381 345
 382 346
 383 347
 384 348
 385 349
 386 350
 387 351
 388 352
 389 353
 390 354
 391 355
 392 356
 393 357
 394 358
 395 359
 396 360
 397 361
 398 362
 399 363
 400 364
 401 365
 402 366
 403 367
 404 368
 405 369
 406 370
 407 371
 408 372
 409 373
 410 374
 411 375
 412 376
 413 377
 414 378
 415 379
 416 380
 417 381
 418 382
 419 383
 420 384
 421 385
 422 386
 423 387
 424 388
 425 389
 426 390
 427 391
 428 392
 429 393
 430 394
 431 395
 432 396
 433 397
 434 398
 435 399
 436 400
 437 401
 438 402
 439 403
 440 404
 441 405
 442 406
 443 407
 444 408
 445 409
 446 410
 447 411
 448 412
 449 413
 450 414
 451 415
 452 416
 453 417
 454 418
 455 419
 456 420
 457 421
 458 422
 459 423
 460 424
 461 425
 462 426
 463 427
 464 428
 465 429
 466 430
 467 431
 468 432
 469 433
 470 434
 471 435
 472 436
 473 437
 474 438
 475 439
 476 440
 477 441
 478 442
 479 443
 480 444
 481 445
 482 446
 483 447
 484 448
 485 449
 486 450
 487 451
 488 452
 489 453
 490 454
 491 455
 492 456
 493 457
 494 458
 495 459
 496 460
 497 461
 498 462
 499 463
 500 464
 501 465
 502 466
 503 467
 504 468
 505 469
 506 470
 507 471
 508 472
 509 473
 510 474
 511 475
 512 476
 513 477
 514 478
 515 479
 516 480
 517 481
 518 482
 519 483
 520 484
 521 485
 522 486
 523 487
 524 488
 525 489
 526 490
 527 491
 528 492
 529 493
 530 494
 531 495
 532 496
 533 497
 534 498
 535 499
 536 500
 537 501
 538 502
 539 503
 540 504
 541 505
 542 506
 543 507
 544 508
 545 509
 546 510
 547 511
 548 512
 549 513
 550 514
 551 515
 552 516
 553 517
 554 518
 555 519
 556 520
 557 521
 558 522
 559 523
 560 524
 561 525
 562 526
 563 527
 564 528
 565 529
 566 530
 567 531
 568 532
 569 533
 570 534
 571 535
 572 536
 573 537
 574 538
 575 539
 576 540
 577 541
 578 542
 579 543
 580 544
 581 545
 582 546
 583 547
 584 548
 585 549
 586 550
 587 551
 588 552
 589 553
 590 554
 591 555
 592 556
 593 557
 594 558
 595 559
 596 560
 597 561
 598 562
 599 563
 600 564
 601 565
 602 566
 603 567
 604 568
 605 569
 606 570
 607 571
 608 572
 609 573
 610 574
 611 575
 612 576
 613 577
 614 578
 615 579
 616 580
 617 581
 618 582
 619 583
 620 584
 621 585
 622 586
 623 587
 624 588
 625 589
 626 590
 627 591
 628 592
 629 593
 630 594
 631 595
 632 596
 633 597
 634 598
 635 599
 636 600
 637 601
 638 602
 639 603
 640 604
 641 605
 642 606
 643 607
 644 608
 645 609
 646 610
 647 611
 648 612
 649 613
 650 614
 651 615
 652 616
 653 617
 654 618
 655 619
 656 620
 657 621
 658 622
 659 623
 660 624
 661 625
 662 626
 663 627
 664 628
 665 629
 666 630
 667 631
 668 632
 669 633
 670 634
 671 635
 672 636
 673 637
 674 638
 675 639
 676 640
 677 641
 678 642
 679 643
 680 644
 681 645
 682 646
 683 647
 684 648
 685 649
 686 650
 687 651
 688 652
 689 653
 690 654
 691 655
 692 656
 693 657
 694 658
 695 659
 696 660
 697 661
 698 662
 699 663
 700 664
 701 665
 702 666
 703 667
 704 668
 705 669
 706 670
 707 671
 708 672
 709 673
 710 674
 711 675
 712 676
 713 677
 714 678
 715 679
 716 680
 717 681
 718 682
 719 683
 720 684
 721 685
 722 686
 723 687
 724 688
 725 689
 726 690
 727 691
 728 692
 729 693
 730 694
 731 695
 732 696
 733 697
 734 698
 735 699
 736 700
 737 701
 738 702
 739 703
 740 704
 741 705
 742 706
 743 707
 744 708
 745 709
 746 710
 747 711
 748 712
 749 713
 750 714
 751 715
 752 716
 753 717
 754 718
 755 719
 756 720
 757 721
 758 722
 759 723
 760 724
 761 725
 762 726
 763 727
 764 728
 765 729
 766 730
 767 731
 768 732
 769 733
 770 734
 771 735
 772 736
 773 737
 774 738
 775 739
 776 740
 777 741
 778 742
 779 743
 780 744
 781 745
 782 746
 783 747
 784 748
 785 749
 786 750
 787 751
 788 752
 789 753
 790 754
 791 755
 792 756
 793 757
 794 758
 795 759
 796 760
 797 761
 798 762
 799 763
 800 764
 801 765
 802 766
 803 767
 804 768
 805 769
 806 770
 807 771
 808 772
 809 773
 810 774
 811 775
 812 776
 813 777
 814 778
 815 779
 816 780
 817 781
 818 782
 819 783
 820 784
 821 785
 822 786
 823 787
 824 788
 825 789
 826 790
 827 791
 828 792
 829 793
 830 794
 831 795
 832 796
 833 797
 834 798
 835 799
 836 800
 837 801
 838 802
 839 803
 840 804
 841 805
 842 806
 843 807
 844 808
 845 809
 846 810
 847 811
 848 812
 849 813
 850 814
 851 815
 852 816
 853 817
 854 818
 855 819
 856 820
 857 821
 858 822
 859 823
 860 824
 861 825
 862 826
 863 827
 864 828
 865 829
 866 830
 867 831
 868 832
 869 833
 870 834
 871 835
 872 836
 873 837
 874 838
 875 839
 876 840
 877 841
 878 842
 879 843
 880 844
 881 845
 882 846
 883 847
 884 848
 885 849
 886 850
 887 851
 888 852
 889 853
 890 854
 891 855
 892 856
 893 857
 894 858
 895 859
 896 860
 897 861
 898 862
 899 863
 900 864
 901 865
 902 866
 903 867
 904 868
 905 869
 906 870
 907 871
 908 872
 909 873
 910 874
 911 875
 912 876
 913 877
 914 878
 915 879
 916 880
 917 881
 918 882
 919 883
 920 884
 921 885
 922 886
 923 887
 924 888
 925 889
 926 890
 927 891
 928 892
 929 893
 930 894
 931 895
 932 896
 933 897
 934 898
 935 899
 936 900
 937 901
 938 902
 939 903
 940 904
 941 905
 942 906
 943 907
 944 908
 945 909
 946 910
 947 911
 948 912
 949 913
 950 914
 951 915
 952 916
 953 917
 954 918
 955 919
 956 920
 957 921
 958 922
 959 923
 960 924
 961 925
 962 926
 963 927
 964 928
 965 929
 966 930
 967 931
 968 932
 969 933
 970 934
 971 935
 972 936
 973 937
 974 938
 975 939
 976 940
 977 941
 978 942
 979 943
 980 944
 981 945
 982 946
 983 947
 984 948
 985 949
 986 950
 987 951
 988 952
 989 953
 990 954
 991 955
 992 956
 993 957
 994 958
 995 959
 996 960
 997 961
 998 962
 999 963
 1000 964
 1001 965
 1002 966
 1003 967
 1004 968
 1005 969
 1006 970
 1007 971
 1008 972
 1009 973
 1010 974
 1011 975
 1012 976
 1013 977
 1014 978
 1015 979
 1016 980
 1017 981
 1018 982
 1019 983
 1020 984
 1021 985
 1022 986
 1023 987
 1024 988
 1025 989
 1026 990
 1027 991
 1028 992
 1029 993
 1030 994
 1031 995
 1032 996
 1033 997
 1034 998
 1035 999
 1036 1000
 1037 1001
 1038 1002
 1039 1003
 1040 1004
 1041 1005
 1042 1006
 1043 1007
 1044 1008
 1045 1009
 1046 1010
 1047 1011
 1048 1012
 1049 1013
 1050 1014
 1051 1015
 1052 1016
 1053 1017
 1054 1018
 1055 1019
 1056 1020
 1057 1021
 1058 1022
 1059 1023
 1060 1024
 1061 1025
 1062 1026
 1063 1027
 1064 1028
 1065 1029
 1066 1030
 1067 1031
 1068 1032
 1069 1033
 1070 1034
 1071 1035
 1072 1036
 1073 1037
 1074 1038
 1075 1039
 1076 1040
 1077 1041
 1078 1042
 1079 1043
 1080 1044
 1081 1045
 1082 1046
 1083 1047
 1084 1048
 1085 1049
 1086 1050
 1087 1051
 1088 1052
 1089 1053
 1090 1054
 1091 1055
 1092 1056
 1093 1057
 1094 1058
 1095 1059
 1096 1060
 1097 1061
 1098 1062
 1099 1063
 1100 1064
 1101 1065
 1

參照)。

18

'Alī' al-Din Masūd Shāh 治世のせつと、シカト汗の罷出
を心へ Awadh, Karah-Mānikpūr, Andēshāh-i Bālātar
たるの 城邑や城郭をもじらしめの もとからば、 Awadh は
Karah-Mānikpūr を起か、 その Lakhnawati は既にいたる
。 いわば長國〇汗のやういふ、 漢書 Minḥāj al-Dīn が
心へ Awadh は起つたとかういふ、 記録としての傳説性が強
い。 たゞ、 Minḥāj al-Dīn が Lakhnawati は既に11年墜じ
を過してゐたので、 當時この城の彼の罷出だ、 とく
に高く評價されしる (B. I., p. 243; R., pp. 737—738)

19

長國〇汗母、 徒母 (VIII) Tamr Khān が争ひ、 結局 Lakhna-
wati が後者に歸し、 彼がシカト汗を起したる。 長國〇汗母、
シカト汗を着く。 彼は敵を心へ Awadh を獲かひて、 翌長國〇
汗年、 Nasir al-Dīn Mājmūd 治世のゆゑ、 直ち實業に
Awadh を起し、 画地で死んでしる (cf. B. I., p. 246; R.,
pp. 740—741)

20

前註①と記つたやうに、 Tughān Khān が争ひたのどあるが、
彼が田代を iqṭā' として受領したかは明かでない。 しかし、
争ひの結果は彼の側が勝利にあり、 結局、 兩者の間に協定が玉
か、 彼は Lakhnawati の實業を握つたと認ねる (cf. B. I.,
p. 246, p. 248; R., pp. 741—743)。

21

B. I., p. 249. Raverty (Jalandhar, Jalandar), p. 746. た
れ、 続きの城邑を述べる。

22

B. I. の原文は、 "shaīnah-i khālisat-i Tabarhindah
shud" (p. 250)。 Tabarhindah はヒンゼ、 即ちの (I)
Gazlak Khān が心の出立場いたが、 māhrūsa'h しなむ
た。 ハイドラバードの khāliyah は現れるが、 みゆ。 そこ
に muqta' はむなく shajna'h を用ひるといふ。

彼は Raziyah 治世はハリヤー、 Bhānāh を得てしる。 Mu'izz
al-Dīn Bahram Shāh の時代はハリヤー、 1世入幕の
やうだ。 Masūd Shāh の時代に入る。 Amir-i hājib が
要職に立つて、 長國〇汗年、 たゞおもひの Bhānāh を離れたの
を知る (B. I., p. 250ā R., p. 747)。 たゞ、 彼は、 長國〇汗年
Naṣir al-Dīn Mājmūd Shāh 治世、 Ka.āh の君に殺された
た (B. I., p. 251ā R., p. 747)。

24 Tabaqāt-i Akbari は "Altuniyah kih ḥukūmat-i Tabar-
hindah dāshī" (T. A. (B. I., p. 67) など。 また、 T. F.
(N.K.), p. 68, 126等、 "Malik Altuniyah, ḥakim-i Bhatinda"
である。 いわば誤りだと思ふ。 いわば、 そのうえ Urdu 語の互
様である (T. N. (Urdu), pp. 259—260)

彼は Bahrām Shāh 位後も同地をハリヤーしてゐたが、
Amir-i hājib の要職に置かれた。 しかし、 長國〇汗年、
スベターナー親王反抗を失つたのと、 再び Badāun に歸られ
た。 その再びハリヤーに罷われたが、 同年で死んでしる (B. I.,
p. 255; R., pp. 753—754)。

26

彼は Badāun を転げたのを、 Sar-i Jāndār はまつての

- ノルビード Sar-i jāndār ふだんだるが、 Khwājāh Muḥazzab al-Dīn の處刑後であるといふが、 Badāun 領領せ、 叫へじの Mas'ūd Shāh 沿岸の ニュド おいたいわ (cf. B.I., p. 258; R., p. 757)。
- 彼が、 Nāṣir al-Dīn Maḥmūd Shāh の繼位の後、 Wakili dar と出づるが、 やの後職死つゝる (B.I., p. 259; R., p. 758)。
- 彼がいの地を得たのを Nā'ib-i amīr-i hājib' といたいわゆる (B.I., p. 260)。 Raverty も Jhanjhāna とある (p. 759)。
- 彼が Badāun 得たのを六五四年、 Wakili だとなつた時である。その後 Kutlugh Khān が Awadh と Badāun に攻めたのを、 これが抗戦し、 退却を餘儀なくされたといふ。そしてドリーと一度戻つてこゝ。Awadh が iqṭā' と云ふ彼に與えられたのは、 これが抗戦し、 退却を餘儀なくされたといふ。その妻を Quib al-Dīn と云ふ。 Awadh 地方と Balāram, Balāram とある (R., p. 767, n. 4; B.I., p. 767)。
- 彼がこの地を與へられたのは Quib al-Dīn 威威足回地ゆゑり所有した Malik (Sultān) Bahā al-Dīn Tughrīb の娘を彼の妻としていた關係である。 Minhaj al-Dīn と記してあるが、 これが iqṭā' 授與に終つての 10 の正題點つて興味をひかねる (B.I., p. 266; R., p. 767, n. 6)。
- Tabarhindah を得られたのは、 六五四年 (B.I., p. 266; R., p. 767)。その後、 (XXIII) Sher Khān の回地回復計畫があり、 ドリーと赴いたが、 やの後は Awadh を與えられた。同地で、 一時中央に叛意を示したが、 歸順、 やがて、 Karāh を與えられたのは六五七年のニュドである。やののね

35

彼は Lakhnawati の城をつかうたが、その田畠を略奪わせ、死んだ (cf. B. I., pp. 266—267; R., pp. 767—770)。彼の場合も、事態はさわやか複雑である。〔およひ〕は彼が Ilutmish 時代に受けたと考えられるが、その後 Ruks al-Din Firuz Shah, M. Bahrām Shah の兩時代にわたって、人々の宮廷貴族の叛亂の首謀者の一人であった。N. Maṣmūd Siāh の治世に入りてからは、すでに得ていた Multān を保持し乍ら、同地の Uchchāh を得る要求をしていたが、この實現には、Siwālik と Nāgūr 兩地を中央の握名するものに譲るという條件が附せられた。これが記録ると、彼は Nāgūr を得てからひからずあとの地を、Multān とともに保持していた。Uchchāh 受領後も同様で、こざらく Nāgūr や Uchchāh を保持してひたましく、スルターンが介入したり、やつし、これを手放した。このひくつかの iqṭā' や iqṭā' の意に反し、同時に保持してひたむこう事實は、B. I., p. 273; R., p. 787 (obtained other fiefs)。

彼は Saif al-Din Qatīqah, (XXII) Sher Khān に攻撃されるのであるが、兩地をもひねたのと、Badāūn が一時授與された。その後スルターンの軍が Sier Khān や Turkistān に進み、ふたゝち、Uchchāh, Multān を攻撃された。しかし、彼はやの後また叛意を持つて用意のドーム (cf. B. I., pp. 269—272; R., pp. 780—785)。これが事情だ、スルターンは

權力が弱化したとも、地方の muqā'a が獨立した行動をとるに至る状況を、典型的に示すところである。

36

B. I. の原文は “Amir-i-Kūl shud” (p. 273; cf. R., p. 787) である。これは六四五〇H年のことであれ。Uchchāh muqā'a いう代りに、ほとんどの他の場合に例のねえ Amir なる語を用ひてゐるが、Raverty も指摘してゐる所だ。興味がある。

37

B. I., p. 273; R., p. 787 (obtained other fiefs)。

これは六五七H年、(XXV) Balban の支持の下において得たものである。原文によると、以上の地方や、Bīāh 河の渡船場に居るまで邊境地方を任せられたといふ。このくらいの地方平定の意圖があつてのひじだぬむんである。Minhāj al-Dīn がこの書を著したときめで彼なりの地方に實際在住していたといふ (B. I., p. 274; R., p. 789)。これらの記述により、當時のサムラハ支配の西北邊境が大體推測知れりである。

38 39
B. I., p. 275 (and, evrey district and the iqṭā' of the territories which had been entrusted to his charge...)

たゞ Raverty (p. 789) が “district, fief, or tract of country” と訳しているが、この訳文は原文が “...u iqṭā' u wilāyat” になむればならぬ。B. I. の場合は “u” がなほ “...,” iqṭā'-i wilāyat” と讀むべきである、並列ではなほ。この讀み方の問題は、大したじこもなゝようだが、實は iqṭā', wilāyat の解釋の上に、さわやか本質的な差を導き出さ

60

西題ドおれムルサルムのド、一軒ふねておれたる。他の寫本を見だるものである。何れにせよ、いわば、Iltutmish 治世のじゆ、さへかの地區が彼の手に任せたるを示すものであら、Minhāj al-Din ザ (XXII) Saif al-Din がひそひの地方に平安と繁榮をもたらしたことを讃えつゝ述べてゐる。四九頁註21 参照。されば、六四〇H年に、彼がデリーをなむれ首都の Amir-i dād に任されたとある (B. I., p. 276; R., p. 790)。地名は明かにされないが、あんなの iqā' を受けた事實を示してゐる。“iqā'i Amir-i dād” へ云ふのは、その職に附隨した一定の地か、おなづか、その職に應じてやねしきある地を意味するのかは明かに知道が、何れにせよ、かへる宗教教學上の要職の iqā' 授與が關連つけられたいとは、iqā' の制度を考察する上で重要な資料となつてゐる。

41

Bharatpur 地方と Raverty は出現してゐる (R., p. 790, n. 9; cf. B.I., p. 276)。

42 じゆ場所の Amir-i dād の職といふに興味があるてゐる。じゆ地名の繋つなが、Raverty の見た寫本の廿二番、Kanrak, Karak (or Kuruk) が見えてゐる。B. I., ドザ Karak (or Kuruk) ド、註22 Kanizak (?) が記してゐる。Raverty ゼ Karak たる地名は、ヨーロッパ方面 Lariānah 地方と見出しつてゐる (B. I., p. 276; R., p. 791, n. 1)。彼はやがて Baran を興べるが、また別の地の クルク再度

40 Baran を得てゐる。ヨーロッパの地は、Baran の姓へ署名でかなり重要な iqā' と比較的なく地位の要地だったのであらうか。こやくか疑問である。

前註42 参照。再度の授與である (B. I., p. 276; R., p. 791)。B. I., p. 277, “qila'i Tabarhindah u Lāhūr iqā'i ü farmūd bā tamāmat-i muzāfāt-i mahruṣa'i Tabarhindah hawāla'i ū shud.” Raverty, p. 792, “(the Sulān) assigned to Malik Sher Khān the fortress of Tabarhindah and the whole of its dependencies as his fief.” B. I. など 43 44 45 やがて Tabarhindah ゼ mahruṣa' と記す。このも iqā' と云ふべきに注意。なぜ Raverty は Lāhūr を除いてこそが、のむ Sind 地方を虜捲した Sher Khān が、形勢振わせしより Mughal 軍の方に一時走つたのか、Lāhūr に戻つてゐるかや思ふが、あくはは同地をおもに興べられたのは事實であるかも知れないが、確實などいははわからぬ。

46 あやの複雑にならぬのど、本稿では悉しへざるれども、(XX) Kashlū Khan との抗争で、彼は一時、強弓に Multān, Üchchāh や扛擧をもつて (cf. B. I., p. 277; R., p. 792)。たゞ (XX) Kashlū Khan の嘗めらるゝの結局終焉。

彼がこの地の駆逐を計つたのも、(XIX) Arslān Khān がおどり、結局、後者が Awadh に廻され、彼がこの地を授與されたこと (B. I., p. 278; R., p. 793)。しかし事實は、これは中央の命令であつて、Sher Khān が同地を強引に奪つたの

であるから推測がれる。

47

再び (XX) Kashlu Khān と争ふ、トゥー宮廷に赴く。その結果、(XXI) Nusrat Khān 及 Tabarhindah を受け、彼は、じねんの娘や仕女心地のいいむけにいたゞかわれ (B. I., p. 278; R., p. 794)。だが、B. I. とは Baltānah はなんが Gwaliyūr はその城塞とのみ記されてる。私考では、こられる多くの地の授與は、實は形式的であつて、事實は、これらの地方の實力ある連中の間の勢力擴大の抗争を、中央は大部分そのなりゆきのまゝに任せざるを得なかつたものであろう。形式的な iqtā' をもぐる地方權力の抗争の典型的なものと考えてよしであらへ。

(XXV) Balban の弟である彼は、兄が 'Imad al-Din Rāhān との黨争に敗れて Nāgūr に赴いたとき、當然彼と行動を共にして、一時、デリーを追放された。Kaṛāh はふわば、その追放の地である。従つて、これが實際に iqtā' として授與されたか否かは、確實にはわからぬ。なお Raverty ゼ、"Khitāh (district or territory) of Kaṛāh" (p. 798) へ云ふが、B. I. には、たゞ "shair-i Kaṛāh" (the town of Kaṛāh) ある。

49

記述 (p. 280)。Mirat を受けたのには、もちろん實力回復後の六至三年であるが、この地を基地としてシムラー勢力を迫り、これらの三地方を平定したところ。従つて、iqtā' として正式に受領したかどうかは不明であるが、"anwāl bastad" (extorted tribute) の譯せ anwāl かなわや māl の問題をめぐりて大いに疑問があるといふべきだが) ともかくいふべく iqtā' と考えられないことある (B. I., p. 280; R., p. 799)。ふしらしく疑問としておくる。

すでにアフガン臺地における權力から獨立して、北インドに根を下し、デリーを首都とした Iltutmish の權力は、その對抗者といふべき Tāj al-Dīn Yaldūz, Nasīr al-Dīn Qatāchah の「大敵對勢力を除き」、その點では一應の脅威は去つた。(拙稿「君主權」10—11頁参照) しかしながら、西北邊はつねに中央アジア、アフガン臺地よりのインド侵攻路であり、また當時、ヨーロッパガル勢力の危險が増大してゐたのである。

六 「奴隸王朝」前期の政治權力關係における彼らの地位について

11十五人の Shamsi muluk といふ、その中央政府、とくに宮廷の官職かひみたその地位、あるいは iqtā' 保持の點か

らみた地方統治における彼らの役割について論證していく。それだけでも、彼らがサルタナット初期の中央および地方の政治関係において果した大きな役割はつかむことができたと思う。しかし當時のサルタナット支配の下には、彼らの他にも、重要な人物が少數ではあるがなおいたのでありて、次にそれらの人物を含めての、「奴隸王朝」前期における全般的な政治關係、とくに支配權力掌握の斗争の面における、彼らの「十五人が、どのよへな立場を取るか」に注目して考察すべき余地が残されてゐると考える。

Minhāj al-Dīn は、[Tabaqat XXI] や、 “Dhikr al-Salāfiñ al-Shamsiyah ba-al-Hind” と題してある。Shamsi Sultan たゆだり じて述べてある。その中で、Iltutmish や Nāṣir al-Dīn Maḥmūd の二人のスルターンに
ついては、その敍述にあたり、一種の表の如きのを附し、その中で、それぞれの mulūk 名を列舉してある。コレの表は、實はかなりあいまいであり、不完全なものと思われる。從つて、轉載はしないにやうが、それでも、この表から本稿に關連して興味ある問題點が引か出せないにやうだ。

Iltutmish の場合に、Minhāj は、「十一人の名を列舉」とある。その中には、たゞ彼は、Malik Firuz Shāh Iltutmish, Shāhzāda'h-i Khwārazm, Malik ('Alā' al-Dīn) Jāmī, Shāhzāda'h-i Turkistān の如き Shāhzāda (prince)⁽³⁾ たゞ、ややこしく由緒ある家柄の王族なども含まれてある。必ずしも、此の mulūk は必ずしもだらう。しかるに、本稿で中心となつた「十五人の Shamsi mulūk が國人、すなはい」(I) Gazlak Khān, (II) Kabir Khān, (III) Nāṣir al-Dīn, (VII) Tughāñ Khān の名が見えてくる。やがて第三、第四章で見たよへど、彼らの國人たゞ、十五人の中でもうねばむの Shamsi mulūk である。この羅かひふ、この表にその名が見えたのはよいに當然のようである。

ルルペド、Iltutmish 直系子孫の四人のスルターンの治世をみてみると、この割合は著しくふえてくる。すなわち、ソリでは、總計十九人の mulük の名が上りてくるのであるが、そのうちで七人を除く十二人は、問題の一十五人の mulük の中にも含まれる。しかも、一十五人の中には、彼の治世までにすでに死んでくる mulük もあるわけである。ややかんいれいの表は、ややこしかったように、不完全な面があると思われるのであるが、以上の二表の比較から、二十五人の mulük が Iltutmish 死後、五人の直系子孫のスルターンが繼立した間、その權力支配の上層部にあって、次第に重要な地位を占めていった事情を、ある程度読みとる事ができるのである。

しかし、このもうな、必しも正確とはいえない表に依存するよりは、われわれは、まず、Minhaj al-Din の記述内容全般を第一の史料として、現在までにわかつてゐる「奴隸王朝」前期の政治史全體から、これが mulük の地位を検討すべきであろう。この點において、彼らが、Iltutmish 死後から Balban 繫位に至る間に、上部構造における權力争奪をめぐる黨争に主要な役割を果していったことを確認であるのである。以下に、その著名な例をいくつかあげてみよう。

(1) Rukn al-Din Firuz Shāh に對して反抗した、つまり、Raziyah 女帝の登位を結果させた叛亂の首謀者の一人は、當時 Badāun の muqtā' であった Malik 'Izz-al-Din Muḥammad がいた。⁽¹⁾ Multān にいた (II) Kabir Khān がいた。その反抗は、陸の Wazir, Niẓām al-Mulk Muḥammad Junaidi を首都デリーから追って、ついに彼をしてブルターンに反抗せらる要因を作つた。⁽²⁾

(2) うえ Sultān Raziyah 治世だ、彼女の登位に反対した中には (II) Kabir Khān がいた。また、これがの不満の聲をあげた貴族勢力に對して、女帝の例にひき、皿の Awadh もつ援軍を率いて首都に向つたのは、(VI) Nuṣrat al-Din に他ならなかつた。

(3) Sultan Raziyah の世、(XII) Ikhtiyār al-Dīn は、Amīr-i hājib は出奔され、最高権力の近衛軍（近衛軍）にいた。やがて女帝がアレムニア人 Jamāl al-Dīn Yāqūt を寵愛（寵愛）したのを一つの要因として、(II) Kabir Khān、(XI) Altūniyah はスルターンに叛む。このとき、(X) Qarāqash Khān も叛亂の軍をあげる。この過程において、Altūniyah は、一轍して自らの権力への慾望から、落葉田の女帝 Raziyah と結婚し、兩者ともに悲劇的な死に追いやられる。

(4) Bahram Shāh 巴拉姆沙汗、(XII) Ikhtiyār al-Dīn は、Niyābat (Deputyship) の権勢の座にまで上り、スルターンの妹（一度結婚した人のある女）を娶（娶）め立てるに至るが、やがて之に反抗するスルターンの側から暗殺される。しかし、國政を左右したうの権力者として、やがて Amir-i ḥālib となり、事實上の Nāib の権力を振ったのは、やはり Shamsī mulūk の一人、(XIII) Badr al-Dīn は、堪なみながらのやう。⁽¹⁾ しかし、彼も Wazir との抗争から後者とおどすが、スルターンの側の勢力によって死をもつて報いられたのであつた。しかし、Bahram Shāh の行動も、いざその下の「人民の malik たる」Amir たる」の反抗およぶおこりに至り、結局は、スルターンより一連殺された。⁽²⁾ その後、Bahram Shāh から次の 'Alā' al-Dīn Maṣṭūd Shāh をくぐり、Naṣir al-Dīn Maḥmūd 擁立の間をおこなう。入 mulūk の Umarā の権力をめぐる戦争については、前稿「繼承」における「帝王権」における "Chihalgāni" が、なんら奴隸貴族集團を中心として、やがてそれがされたものである。

(5) 116 Bahram Shāh 處刑後、(XX) 'Izz al-Dīn は、「1日天下」 のスルターン登位が、Iltutmish 直系子孫の王位繼承闘争、あたかもインテルメッツォの如く入るのであつたが、いれども、Shamsī「奴隸貴族」が、Iltutmish 直系のペイシト・スルターンたちの下における権力戦争の場で、次第に成長していった過程を象徴するものであつた。のちの Balban 登位への段階における 1 つのピーコクともいえよう。

(6) 'Alā' al-Dīn Maṣūd Shāh 治世¹¹、Shamsī mulūk の要人が、中央、地方における権力の中核にいたり¹²。す^レ、第三、四章の記載を注意深くみれば明らかであら。上に述べた (XX) 'Izz al-Dīn と (XXIII) Shār Khān の Uchchāh, Multān 地方の要衝をめぐる争い、あるこそ Lakhnawatī, Awadh をめぐる (VII) Tughān Khān の (VIII) Tamr Khān の争いの事情も、ひとく、中央の權威を無視して、地方に亘る半ば獨立の權力を打立てようとするやうに進んだ Shamsī 「奴隸貴族」の權力の成長を示す例だ¹³。

(7) 'Alā' al-Dīn Maṣūd Shāh 治世の初期、國政だ、Wazīr が Muhazzab al-Dīn Niżām al-Mulk の手に一轟ひ
か斷られるが、なぜか、トルコ人 Amīr たちの勢力は、じの Wazīr の權力を殺滅せんじめだつていたのである。結果
においどは、Wazīr は、彼の手によって處刑される。しかし、その結果、バクターメから老人 Sadr al-Mulk Abu Bakr がペルシアンへと移った後、Wazīr の地位は、中央の實權だ、Amīr-i hājib に任じられたのをスルターン
(XXV) Balban の手に移行してゆく。¹⁴

以後 Nāṣir al-Dīn Maḥmūd の治世に入り、(XXV) Balban が、實弟 (XXIV) Kashli Khān などの一族を率い
て、Shamsī mulūk の勢力の頂點に、次第にあらね、その慎重な權力擴大策を着々と進めていくにスルターンに登位
し、サルタナット史上大きなピークともいふべき君主權を實現した過程は、こゝにまぐら返す必要はあるまい。¹⁵ ただし、われ
わればやいだ、Ilutmish 側近の奴隸出身者たる mulūk による權力體現の最高の結果を見ることがわかるのである。

以上のあわせて簡単な摘要により、Ilutmish の下に成長していった Shamsī 「奴隸貴族」たちが、いづれ直系子孫の
スルターンの治世を通じて、サルタナット支配の上層において、權力の獲得とその確保をめぐる黨争に、主要な役割を果し
て来たことが理解され得るのではなかろうか。

T. A. (B.I.) p. 64, (De), p. 73; T. F. (N.K.), p. 67 の記載な
るが参照。概説として The Cambridge History of

Huttmisch の黙示せし心の絶えぬ燃え立つかへれどる。B. I., p. 177; R., pp. 625—627. Mahmud Shah の黙示せし B. I., pp. 206—7; R., p. 673—674 也。後半第一年はねばねば

(二二) C. H. I., 上塗, p. 57; Srivastava, pp. 105-106
などによれば。

まるいわば編年體形式の敍述の前にかひだい。B.I. には何れの場合も、"Mu'luk u aqribāt-ū" (His maliks and kindred) とあるが、その内容は Raverty 謹本の表と、記載の順序も綴りも異る點が多い。Raverty によれば、寫本により、ある malik の名があるのを知らないものもあり、また記載されてゐるものでも、寫本により差異があるといつて (R., p. 62 n. 5)。また彼がくわしく註をつけてゐるようだ、完全なもののよ

○名せ誤らぬ。Firishtah や “Malik N Awadh”(N. K., p. 68, l. 11) と譲り合へる。

せふれなご (cf. R., p. 673, n. 5)°
正確とは問題があら (cf. R., p. 625, n. 6)°
ハセハム、前の三人といひては問題はないが、(VII) Tughān Khān せ
Khān ハセハム Izz al-Dīn Tughrīl-i Tughān Khān せ
表廿四、"Malik Naṣīr al-Dīn Tughlān, muqtā-i Badāūn"、
Raverty (p. 626, n. 2) のふれもひど、実験的のドクタード

訳文ルニレバ、B. I., pp. 186—190; R., 639—648. T. A. (B. I.), pp. 66—68; (De), pp. 76—77. また、Ibn Battūta が、終の所止にて此書を訳載ゆる。〔The Rejla of Ibn Battūta, Translation and Commentary, by Mahdi Husain, O. I., Baroda, 1953—〕 Rejla は、p. 35°。
訳説ルニレバ、C. H. L., III, pp. 58—60; Srivastava, PP.

• Raverty 藩本の翻訳は、以下を参照。 Malik Izz al-Din
• Tughril Qutbi クルビー、Qutbi に現れる人物記述も参考。
(VII) トウル・クルビー。

Wazir がいたる所で賛嘆の言葉 (B. I., p. 28; Basu, p. 26) 観説のトビタ C. H. I., III, p. 60; Srivastava, pp.

109—110

- 9 B. I., pp. 194—196; R., pp. 654—660. cf. C. H. I., III, p. 60; Srivastava, p. 110

- 10 指稿「繼承」、〔〔八九—〕九〇頁、C. H. I., III, p. 「君主權」、〔〔四〕五〇頁、〔〔一〇〕十頁、註5 參照。

- 11 T. N. は、王城中で登位を許す、また王城外で即位のことを「かどりだい」と記す。B.I., pp. 197—198; R., p. 661. なれば、彼が本當に王座に上了たるやうなことでは、題へかねば、T. A. (De), p. 81, n. 2; T. M. S. (Basu), p. 30, n. 5. なれば、T. A. (B. I.), p. 70. たゞ “bar takhti” Dihl julus namūdah” といひたるの如き、Firishath の如き從

110—111

- 9 たゞ、指稿「繼承」、〔〔八九—〕九〇頁、C. H. I., III, p. 64 参照。

- 12 史籍もつて、B. I., pp. 243—246, p. 248, pp. 273—278; R., pp. 737—741, p. 743 pp. 792—794. T. A. (B. I.), pp. 71—72; (De), pp. 82—84. cf. C. H. I., pp. 64—65. たゞ、T. A., T. F. は、(VII), (X) とくに混亂つゝるが、これは「かどりだい」は省略する。

- 13 B. I., pp. 198—199; R., pp. 662—664. 指稿「繼承」、〔〔九一—〕九二頁。「君主權」、〔〔一〕一頁。なお、C. H. I., III, pp. 66—73; Srivastava, pp. 111—117 參照。

68

アラビア「奴隸貴族」についての Shamsī mulūk

以上における「私たる Tabaqāt-i Nāṣirī は現べる」十人ほどの Shamsī mulūk の、「奴隸王朝」前期の政治權力關係における役割を、主にその経験を通して考察してみた。せじゆに述べたとおり、また以上の論證を通じて辿つて来たように、これらの malik たるが、どうぞ注目されぬく理由の一には、彼らのほとんどが、北インダの地にはじめてカルタナックの支配權力を確立した Iltutmish の奴隸 (bandah) として、その宮廷内におけるスルターン側近の職か、次第に支配構造の上部における地位についたといふ点があつた。ゆいへ「奴隸貴族」といわれるゆえ、このためである。それなりに、この「奴隸貴族」とは、歴史的點で、ある種の特質をその性格の中に入包つてゐたであらうか。以

下、本稿を一應まとめる意味においても、この問題點について私考の一端を述べてみたい。たゞ、このような問題は、本稿の対象である「奴隸王朝」にばかり限られたものでなく、アッバース朝中期以後のイラン、中央アジア、アフガン台地等におけるムスリム諸王國支配の歴史において、トルコ人出身の宮廷奴隸を中心として多少とも見られたものであり、とくに、デリー・サルタナット成立の基礎となつた Ghazni, Ghur 兩王朝支配の下において見られ、またエジプトのいわゆる「ムルーク（奴隸）王朝」(The Mamluk Dynasty) にも典型的に見られたことは周知の如くである。これらの歴史については、諸先學の御教示を乞うことに以て、本稿では、問題の時代的範囲を、デリー・サルタナットの「奴隸王朝」前期に限定して説いてみたい。

ところで、インドのムスリム社會における奴隸についての史料は、デリー・サルタナット時代の宮廷史家の筆になる書物はもちろん、後代のムガル帝國時代のものに至るまで、一般的にいつてきわめて少い。しかし、一般に奴隸がひらく存在していたことは考えられるところであり、本稿の問題點になつた「宮廷奴隸」(bandgān-i khāṣ) が、サルタナット時代からムガル支配の時代にかけて多數存在したことについては、わずかながら史料もある。⁽¹⁾ 本稿で問題とした二十五人の malik たちはまさにこの「宮廷奴隸」に當るのであり、すでに述べたように、スルターンの側近にあつて、その身邊に關する職、あるいは宮廷内の役職に従つていたものである。これらが、ムスリム社會一般の奴隸と比べてはもちろん、貴族階層あるいは宮廷の、さういふの奴隸の中でも、その出身経験、あるいは肉體的、知的條件において、とくに優秀なものであり、あるいは、その職にふさわしい特殊な訓練を経たものであつたことは疑いを入れない。⁽²⁾

しかもなお、彼らは、「奴隸」であり、その限りにおいては、一般のムスリム社會における人々が、その社會關係において日常の行爲の間に享受していた自由は、「奴隸」であることによつて法的に制限されていたのである。しかし、こゝに注意す

べきは、奴隸は、社會關係全般からいえば一つの身分的な地位であつたにせよ、法的にみれば、奴隸を持ち、奴隸であるといふことは、一般的には、奴隸と、その主人すなわちその奴隸所有者との個人的な法的規制關係であつたことである。⁽³⁾ 所有者の、奴隸に對する待遇については、コラシの記載にみえているように、とくにその人道的待遇が規定され、またその上にたつてこそ、ムスリム社會における奴隸所有は承認されていたのである。しかし、現實には、そしてとくにサルタナツト上層の實際の慣習においては、その個人的所有關係の限りにおいて、所有者は、その所有する奴隸に對して、事實上は、生殺與奪の全權を握つていたにひとしかつた。けだし、人間の社會における支配隸屬關係、忠誠服屬の倫理の面で、奴隸所
有に見られるほど強固な關係は、現實には他にその例を見ないであろう。⁽⁴⁾ しかし、この關係は、あくまで、限定的な關係であつて、奴隸がその所有者以外の他者に對する場合は、たとえよりひろい社會關係全般においては、「奴隸の身分」として總體的に、あるいは階層的意識から輕視され虐待されることはあつたにしても、本來の法的な支配隸屬の關係は、そのまゝでは、適應されなかつた。むしろ、現實の歴史過程においては、奴隸は、その所有者以外の他者に對して、しばしば、もつとも強い敵對者ともなり得たのである。このような、社會關係における奴隸の基本的立場が、本稿の問題のように、選ばれたる素質をもつ「宮廷奴隸」を主體とし、スルターンの強大な權力のもとにおいて實現される場合には、彼らが、權力支配の構造の内部において、權力體現の潛在的機能をもつ可能性をもつてあらわれ得ることとは、容易に想像できよう。

こうした關係を、宮廷奴隸の中のさらにエリートとしてスルターンの權力行使の道具ともなつた彼ら奴隸の例からいえば、それは、この強大な權力に個人的に寄生する機會を潛在的に所有することを意味するものである。従つて、それが、状況に應じて、自分自身の權力へ轉化することの可能性は當然考られることである。

しかし、このような宮廷奴隸、とくにスルターン側近の選ばれたる奴隸にとって、自らの權力の掌握を實現するために

は、なお、統治機構における何らかの條件の成熟が必要とされる。Sharābdār（酒杯もぢ）が Sharābdār である限りにおいては、その所有者の權力に寄生はできても、自らの權力の實現を計ることは困難である。

こゝにアッバース朝中期以後の統治機構におけるトルコ人宮廷奴隸の役割の歴史的變貌過程が問題となつてくる。これらの奴隸は、宮廷の下級職から次第に幹部職に昇進することが許され、とくにトルコ人宮廷奴隸にあつては、軍事面における進出があられ、また中央の官職にもつく機會が與えられた。⁽⁶⁾ この點、アフガン台地に成立したGhazni および Ghūr 兩朝のトルコ人支配の下で、トルコ人奴隸が優遇されて高位に登りついにスルターン位に上るものさえ出るに至つたことは、トルコ人支配という民族的な契機も充分考慮されるべきであろう。そして、トルコ人支配層が、その身邊の數少き軍事力をもつて、偉大な歴史を過去にもつ異民族の、廣大なる北インドを征服しつゝ、サルタナット支配權力を打ち立てるに至つた「奴隸王朝」成立期においては、當然、この自己側近の奴隸が、統治、軍事面に進出してゆくより多くの機會を與えられる環境にあつたことは、當然のことといえよう。トルコ人宮廷奴隸は、サルタナット成立期のこのような條件の下において、はじめてその寄生した權力を自らの權力の實現へと移行してゆく機會をひらく得たものと考えられるのである。本稿でとり上げた二十五人に象徴されるいわゆる「奴隸貴族」の權力の集中的な實現は、以上の如き歴史的背景のもとに理解されるべきであろう。

ところで、前述したように、私がとりあげた二十五人の mulūk に関する限り、Iltutmish の治世においては、なお政治の最上層に身をおくまでに至らなかつた。前章でみたように、彼らがサルタナット支配に重要な役割を演じるようになるのは、むしろ、その直系子孫がスルターンとして繼立する時期においてであつた。そして、これらの子孫が權力の最上層に現われると、それまで Iltutmish の支配權力に寄生していく、しかも自らの權力實現への準備を着々整えつゝあつた彼ら

が、全面的に表面に出てきたことと、實は當然のことであつたといえよう。しかし、このことと關連して、私はもう一度奴隸という社會的地位と、その所有者との個人的な隸屬支配の關係にふれておきたいと思う。それは、奴隸の地位からの解放についてである。⁽⁶⁾

上述したように、*Minhāj al-Dīn* は、二十五人の *mulūk* のうちの一十四人までを、*Iltutmish* の奴隸 (*bandah*) であると明確に述べながら、そのなんびとにについても、解放の事實については全く記していない。これは本稿の視點からすれば、史料としてもわめて殘念なことである。彼らは、その所有者であった *Iltutmish* の在位の時代に、奴隸の地位から解放されたのであろうか。あるいは、彼の死後も、その子孫たるスルターンたちによつて、奴隸のまゝ相續され、彼らの奴隸となつたのであらうか。ムスリムの社會においては、通常、奴隸は、賣買、譲渡はもぢらん、財產として相續も認められてゐる。⁽⁷⁾ しかし、死亡した所有者の遺言によつて解放される場合もあり、また、所有者が自ら解放することもある。従つてムスリム社會の法慣習一般に照して推測するときには、これらの二十四人の場合、前述したいずれにあてはまるかは、明白な結論を導き出すことができない。

しかし、私は、彼らの多くが、*Iltutmish* の生前にすでに解放されていたか、あるいはその死後、遺言により、あるいは、問もなく、その子たちにより解放されたものと推測する。その理由は、第一に、*Minhāj al-Dīn* その他の史料に、彼らの解放についての記述がない⁽⁸⁾と同様に、彼等が、*Iltutmish* 以後のスルターン、あるいは他の人物の奴隸であつたと明確に記した記載も全く見られないことである。もちろん、このことは、私の推測の積極的な根據とはなり得ない。第二は、T. N. の記載から、回じよつに宮廷奴隸であった *Iltutmish* 自身も、まだ人からほとんど注目されなかつた時に、その所有者の *Qutb al-Dīn Aibak* によってすでに解放されたと推測され、その *Qutb al-Dīn* 自身も、その主人である

Sultān Mu'izz al-Dīn Muḥammad (Ghūrī) が、まだ malik であった時に解放されていたと推測されるにいたる。⁽²⁾ その一人に對抗するものとして、デリー・サルタナット成立期の重要な人物であった Tāj al-Dīn Yaldūz も、その主人の死後、その子より、直ちに解放證書を受けて Ghaznīn に支配權力を確立したのである。これがこのいふがらば、Ilutmish の下に奴隸として買われ、次第に傑出してこつた上述の malik だが、彼の生前、あるいはその死後間もなく、解放證書を得たのではないかと推測することを支持する材料となるであろう。

しかし、かりに私の推測が正しくなく、彼らが Ilutmish の死後、いふくスルターンの時代に、身分の上ではなお奴隸であつたとしても、その政治的な意味はたんなる宫廷奴隸であつた時とは著しく異なつてきてしまふ。また、解放されたとしても、すでに述べたように（註6 参照）、解放後、*wali* (clientship) の如き依存關係があるわけであるから、必ずしも、法的には、全く自由な個人の關係と同一視することはできない。しかし、すでにくりかえして述べてきたところからもわかるとおりに、彼らの多くは、サルタナット上部の政治軍事の重要な面に關與していたのでありて、その内部の權力支配の場にあつては、宫廷奴隸が、その所有者の權力に寄生するという奴隸本來の立場から、すでに自己の權力實現への條件を一應とゝのえていたのである。この意味からいいうならば、サルタナット初期のいわゆる「奴隸貴族」の歴史的問題點は、彼らの個人關係としての法的な奴隸の身分そのものにあるのではなくて、未解放にしろ、あるいは解放奴隸としての社會的制約が残されているにしろ、彼らが、サルタナット權力の確立者たる Sultān Ilutmish の奴隸出身であり、その立場において、自己の權力實現の可能性をもち得たということにあるのであり、またその關係が、實際の權力實現の過程にどのように寄與したかという點にあると私は考える。けだし、奴隸本來のあり方と、その置かれた環境により、權力に寄生しつゝ、ある程度自己の權力を實現したものは、その法的身分關係の如何にかくわらず、現實においては、その寄生權力そのものを退

け得る潜在的な可能性をもち得るからである。

かくに以上の問題點に關連してふれておきたい」との一つは、奴隸たる」と、あるいは奴隸であつたことが、よりひろい社會關係において、どのように考えられていたかという問題である。Minhāj al-Dīn は、同時代のスルターン、あるいはその下における支配上層部にいたものの敘述に當つて、ムスリム宮廷史家の常として、しばしば、筆をきわめての敬辭であるいは讚辭をつらねることを忘れていない。しかもなお、彼は、これらの人物について記載するに當つて、彼らが、もと奴隸であつたことを、きわめて淡々と記しているのである。このことから、宮廷奴隸出身であるという事實は、當時の政治狀況の下にあつては、社會關係における身分的位置づけの點において、それほどひくい、あるいはいやしいとされる意味をもつていなかつたのではないかと考えられるのである。すなわち、本稿で考察の對象となつた宮廷奴隸は、法的規制面においては、あくまで自由をもたない身分的制約をもつてゐたにしろ、ひろく政治的權力關係をふくめての社會關係における階層的意識の點からいえば、實はむしろエリートたる地位を與えられていたものとして、一般の奴隸と異なることはもちろん、特殊な地位にあるものとして考えられていたのではないだらうか。「奴隸王朝」後期において、Balban⁽¹²⁾ が登位して、サルタナット史上ユニークな君主權の實現を計つたときに、自ら宮廷奴隸出身の彼が、しかも、その事實を萬人が認めている環境において、貴族層の出身の格式、家柄の尊重といふことを強調したことの一見矛盾と思われるこ⁽¹³⁾とも、實はこのような宮廷奴隸の政治社會面における身分的地位に對する考慮の上にはじめて理解され得るのではないかと考えるのである。

ところで、本稿では、「奴隸王朝」前期におけるいわゆる「奴隸貴族」といわれてきたものの性格を、その經歷を辿ることによつて、明らかにしようところみてきた。その限りにおいて、この時期において、彼らがサルタナット支配の政局状況、權力關係にどのような役割を果してきたかにもあれてきたわけである。しかし、デリー・サルタナット、すなわち、イ

ンドにおけるムスリム諸王朝の支配の浸透の時期全般において、彼らが、どのような地位を與えられるべきかについては、ほとんど説明をしなかつた。それについては、前稿「君主権」において、スルターンと、その権力の下における奴隸王朝上層の貴族勢力との關係を通して簡単に記しておいた。本稿では、それ以上、論を展開する余裕をもつていない。たゞ、一、二附言するならば、まず、彼らが、「奴隸貴族」という點では、Ghazni, Ghur 兩朝のそれと同じであるが、もはや Qutb al-Din 以前のそれとは異った性格をもつていたものだということを強調したい。すなわち、彼らが成長した環境は、アフガン本地との關係から獨立し、ヒンドゥー君主諸勢力の對抗の脅威をうけていた一種の征服王朝たるデリー・サルタナットの中においてであり、地理的、社會的、政治的條件において、前代とは著しく異った國家支配の構造の中においてもあつた。しかもすでに Iltutmish によつて實現された君主權は、前代のそれとは異つて、かかる國家支配に應じた集權的構造をつよくもつており、スルターン位の血緣的繼承も一應成立したのである。このよきな國家構造の變質が、トルコ人奴隸供給の點ともからみあつて、當然、「奴隸貴族」の成長する基盤と環境とを變えていたことは、いうまでもない。簡単には、前稿でいくつかの問題點にふれておいたが、このことは、本稿で扱つた時代につゞく Balban の支配を通じてはじめて理解されるものである。「奴隸貴族」として成長し、「奴隸貴族」層の權力關係の一種の均衡を崩し、血緣繼承の性を破つて自らスルターンに登位した彼こそ、實は、奴隸出身の最後のスルターンであり、その彼自身によつて、本稿で述べたような「奴隸貴族」の歴史的役割は、一應、解體を余儀なくされていつたのである。この「奴隸王朝」後期における上部構造、とくに貴族層の性格の變貌は、つゞく Khili 王朝支配の出現を導く一つの要因となつたものであり、また、インド内地に基礎を確立したサルタナット支配の性格をはじめて強く打出すものとして重要なことにふれておきたい。

註

やつあたり、Ashraf, pp. 187—191; p. 150—152. 'Ala' al-Din Khili は宮廷奴隸五萬人をもれ、Firuz Tughluq は 110 萬人を擁したといふ。これらの数字は、考證を要するが、もちろん各種工人をもふくむ數である。何れにせよ、殆ど意味での奴隸労働を含むものだね。

三九頁註 10 参照。Encyclopaedia of Islam, New ed. Vol.

I, Fasc. 1, (1954), 'abd, pp. 33—34; Levy, R., pp. 74—75
Ashraf, p. 151 参照。

3 「奴隸」についての法的地位、所有者との法的規制關係一般については、ノベヤ詳述する余裕はない。やつあたり、Enc. Islam, Vol. I, (1954), 'abd 項、Levy, Chap I, 1—2 pp. 74—81 を参照。

やつあたり、Habib, Muhd., Introduction to the Reprint

of Vol. II. The History of India by Elliot and Dowson, Aligarh, 1952, pp. 91—93 を参照。

6 おける奴隸所有者と奴隸との關係が、實際の政治權力支配といふ、よりひるい社會關係の面において實現したことであると考えられるのである。この問題は、従来までもなく、近代以前の歴史における重要な諸問題、とくに、專制君主の政治的支配關係の問題として、アジアの歴史の重要な課題となるのであるが、ノベヤ以上に論及はおけよう。

やつあたり、Habib, Muhd., Introduction to the Reprint

of Vol. II. The History of India by Elliot and Dowson, Aligarh, 1952, pp. 91—93 を参照。

「奴隸」についての法的地位、所有者との法的規制關係一般については、ノベヤ詳述する余裕はない。やつあたり、Enc. Islam, Vol. I, (1954), 'abd 項、Levy, Chap I, 1—2 pp. 74—81 を参照。

やつあたり、ノベヤ詳述する余裕はない。當時のスルターンとその臣下、あるいは政治上層にある人物相互の關係においてうかゞわれる、ほとんどの無法に近い生殺與奪の關係、一般的にうつて支配者と被支配者との關係は、ふつうに專制的といふ言葉で表現されるようだ、時に、一切の人權の基本的意味を抹きつくる權力をもつてゐた（サルタナットに關するあつとも良い史料として私は Ibn Battūta の記録に示された Mu'hammad bin Tughluq の行爲、およびその臣下の間の殺し合ひの記録を考べる。その敘述は、他の宮廷史家のそれには見られない力をもつてゐる）。この支配關係こそは、實は、個人的な法的關係に

おける奴隸所有者と奴隸との關係が、實際の政治權力支配といふ、よりひるい社會關係の面において實現したことであると考えられるのである。この問題は、従来までもなく、近代以前の歴史における重要な諸問題、とくに、專制君主の政治的支配關係の問題として、アジアの歴史の重要な課題となるのであるが、ノベヤ以上に論及はおけよう。

やつあたり、Habib, Muhd., Introduction to the Reprint

of Vol. II. The History of India by Elliot and Dowson, Aligarh, 1952, pp. 91—93 を参照。

解放（やつや英語で manumission）は、ふつやめぬく、所有者と奴隸との關係の變化である。一般にトゥルト語では、'itq; 'ataq; 'itaq など用いられるが、それは時に解放の手続である。サルタナット時代の史料では、ふつや 'itq と書かれてゐる。tahrir, azādi などの語も用いられてゐる（例えば、本稿次頁の註 10 参照）。なお、「一般的には、最近のもの」と云ふ、Enc. Isl., n.e., 'abd の項、Levy, pp. 80—81 などを参照。奴隸の解放には種々の型があり、金錢による multātab の方式もあるが、所有者による明瞭な宣言、第三者に對する宣言によつても解放される場合があるといふ。サルタナット宮廷においての慣習については、わからないが、史料から推測するところによれば、場合のように（次頁註 10）、ふつや khat-i 'itq すなわち、解放證書のような書類を渡したものと推定される。この多様な金錢關係以外の解放の場合には（なお、サル

タナットの宮廷奴隸の場合は、金錢の補償である *mukātab* の解放ではなく宣誓あることは遺言などによるもののが多からう)、解放後、彼らは ‘atīq, mutaq となるのであり、日常生活において自由人と同じ地位を享受し得るのであるが、彼らの *mutiq* すなわち解放者との間では、‘*walā*’ といわれる一種の clientship の關係がのこられる。すなわち、もし所有者は、‘*wali*’ (patron) として、彼を ‘maulā’ として扱うのである。これが、ついで、「解放奴隸」などといわれてくるものである。やがて *maulā* の方でものの關係に依頼するものがいる。しかし、この *maulā* が實際には、どのような從屬關係をもつの所有者に對してゐたか、とにかく、ひろい社會關係における *maulā* のステータスに、(こゝでは、かなり複雑なものがいた) おゆう。何れにせよ、本稿の問題では、解放後の *bandah* が、ゆえに *sulṭān* と、法的には *walā* の關係をもつて結ばれてゐることが、實際の權力關係における支配從屬の背後にあつたとらうことが、重要なわけである。

cf. Levy, p. 76; Enc. Isl. Vol. I., Fasc. 1 (1954), [‘abd]

註6 参照。

- 9 8 7 6 5 4 3 2 1
本稿の史料の中でもある T. N., [Tabaqat XXII] は、*bandah* における前後の事情を、前述したものとは大半の *malik* たる場合に記述がない、その解放については「十五人（14人）の場合、全くやれどこなる。
Muizz al-Din Muhammad (Ghūrī) がまだ在世していた時

Quṭb al-Dīn が、ラーホーハ、トリーを據點として、西半島へ平定の業に従事したが、始めに *Muizz al-Dīn* が、*Quṭb al-Dīn* の *bandah* であつた *Iltutmish* を罷免し、その代わりに、名譽の衣を下賜したところ。その時、彼は、(B. I., pp. 169–170; R., p. 605, “u Sultān Quṭb al-Dīn rā farmān dād kih Alkanīsh rā nīkū dārī kih az wi kāri khāhad āmad, u ba-farmid tā *khaṭī* ‘itq-i ū dar taṣrī ḥāwardand.”) が、Ibn Battūta が、他の眾の材料をもつて (彼はやがて ‘mamlūk’ だや詰を用ひて云ふ) *Iltutmish* がドリード登位し始めた時、Wajīn al-Dīn al-Kāshānī なる *Qāzī* が彼の傍邊に座つたといふ。彼が緋綬をぬぐつて、解放の證書を示し、それが *Qāzī* によつて読み上げられたという。この話の眞偽はわからないが、もし正しければ、彼が登位前に證書をもつてこたことを支える史料となる。Nizām al-Dīn Ahmad の *Tabaqat-i Akbarī* が、T. N. によると、同様のことを述べてゐるが、そこでは、「この城は、スルターンの命令により、解放の證書が書かれた」 といつて述べて *“hamān zamān ba-āmir-i Sulṭān *khaṭī* āzādgr-yi tū nawishtand”*, T. A. (B. I.), d. 57; T. A. (De), p. 64.) *Firishtah* も同じく T. A. によると、*“azādgr-yi tū* 云々

く、同様のことを述べてゐる (T. F. (N. K.), p. 65, l. 12'')。ただしこれは省略してしまつた個處は、書かれてゐる。

Badāuni と Muntakhab al-Tawārikh による Muizz al-Din は Itutmish に名譽を與えたと同じ

「やの印」(Hamānruz)、彼に解放證書 (Khat-i azadi) が書かれた、と記してゐる (M. T. (B. I.), p. 63; M. T. (Ran-

king), p. 90)。なお、Tripathi, p. 25 を参照。このあたりの

から考へるが、Itutmish に對して解放證書を書くようにな

つられた Qutb al-Din が、すなはち Sultan Muizz al-Din Muhammad が、當時すでに解放されていたことは、ほ

う確實に考へてよいであろう。解放されない奴隸が、その所有者によると、そのまた奴隸を解放しようと命じられるというのも全然おかしくないであら。

B. I., p. 133; R., p. 501。なお、拙稿「繼承」、II七九—二八〇頁參照。

12 もしあたり、拙稿「君主權」、II二一頁參照。

(東京大學助教授)

滿文老檔研究會譯註

（東洋文庫
叢刊十二）

B五版 三冊・序文 英文解題 七頁

本文一二二五頁 索引八〇頁 圖版十四葉

第I・II冊 各一千四百圓 第III冊一千圓

満文老檔（原本奉天崇謨閣藏、全卷寫眞原板京都大學藏）は、清の太祖太宗二朝に亘る三十年間の満文の日記であつて、合計百八十卷を數へる龐然たる大冊である。その内容は大小各種の政治から宮廷の秘事に至るまで極めて詳細であり、その満洲文は若干漢語の影響を受けたものと除き傳來の形式を保存し、満洲古語の研究資料として他に比類を見ないものである。従つて清初の歴史を探り、満洲古語を究めるに當り、老檔を除外しては到底その目的を達し得ない。然るに老檔は甚だ難解な満洲古語で書かれた記録であるためこれを利用することが容易でなかつた。故藤岡勝二博士の勞作もあるが、未定稿であるため、新たに満文老檔研究會がその譯註を進め、本年三月その太祖の卷を終了したものである。なほその第I・II冊に對して、昭和三十二年度日本學士院賞が授與されてゐる。